

平成 25 年 9 月 13 日 (金曜日)

(会議第 3 日目)

応招議員

1 番	小 松 孝 年	2 番	小 永 正 裕	3 番	西 村 將 伸
4 番	坂 本 あ や	5 番	亀 沢 徳 明	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 昭 三	8 番	山 崎 正 男	9 番	藤 本 岩 義
10 番	明 神 照 男	11 番	森 治 史	12 番	宮 川 徳 光
13 番	池 内 弘 道	14 番	濱 村 博	15 番	下 村 勝 幸
16 番	山 本 久 夫				

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壯
総 務 課 長	武 政 登	情報防災課長	松 本 敏 郎
税 務 課 長	金 子 富 太	住 民 課 長	松 田 春 喜
健康福祉課長	宮 川 茂 俊	農業振興課長	野 並 誠 路
まちづくり課長	森 田 貞 男	産業推進室長	森 下 昌 三
地域住民課長	村 越 豊 年	海洋森林課長	浜 田 仁 司
建 設 課 長	今 西 文 明	会 計 管 理 者	濱 田 啓
教 育 長	坂 本 勝	教 育 次 長	畦 地 和 也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議 事 日 程 第 3 号

平成 25 年 9 月 13 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 陳情第 26 号から陳情第 28 号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

追 加 議 事 日 程 第 1 号

平成 25 年 9 月 13 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議案第 49 号から議案第 62 号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

日程第 2 一般質問

●町長から提出された議案

- 議案第 49 号 平成 21 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（入野分団）の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 50 号 平成 21 年度黒潮町学校 ICT 環境整備事業電子黒板購入の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 51 号 平成 21 年度学校情報通信技術環境整備事業黒潮町立小中学校用ブレードサーバ導入の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 52 号 平成 21 年度黒潮町学校 ICT 環境整備事業児童生徒用パソコン購入の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 53 号 平成 22 年度黒潮町小型動力ポンプ積載車購入（有井川分団、田の口分団）の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 54 号 黒潮町地域産品加工施設・黒潮印工房（仮称）加工用機器及び什器購入の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 55 号 平成 22 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（田野浦分団）の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 56 号 平成 22 年度黒潮町立小中学校図書購入事業の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 57 号 平成 23 年度黒潮町立小学校指導書購入の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 58 号 平成 23 年度黒潮町携帯電話基地局（NTT ドコモ無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 59 号 平成 24 年度黒潮町立大方学校給食センター（仮称）調理用品購入事業の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 60 号 平成 24 年度黒潮町携帯電話基地局（KDDI 無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 61 号 平成 24 年度黒潮町学校給食センター給食配送車購入の物品売買契約の締結について（追認）
- 議案第 62 号 町道田端線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結について

## 議 事 の 経 過

平成 25 年 9 月 13 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従いまして議案審議を行いますので、よろしく願いたします。

諸般の報告をします。

初めに、遅刻の報告を致します。

明神照男君から遅刻の届け出が提出されましたので、報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

総務課長から発言を求められております。

これを許します。

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

貴重な時間を拝借しまして、私の方から議案の修正のお願いを致します。

議案第 24 号、平成 24 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてのご修正をお願い致します。

ページは 494、495 ページになります。

だんだんに担当の方から修正を致しておりますけれども、内容についてご説明を致したいと思えます。

ページ 494 の(4)出資による権利の所でございます。左に番号がございますけれども、まず 14 番の株式会社高知県商品計画機構への出資、前年度末現在高が 1,100 万とございます。そして、決算年度が空欄となつてございましたけれども、ここに三角の 110 万を記載いただいて、決算年度末現在高はゼロでございます。

そして、番号 16 番になります。幡多広域ふるさと市町村圏基金で 8,035 万 4,500 円。そして、決算年度の増減額が三角の 892 万 8,500 円を記載していただいて、決算年度末現在高が 7,142 万 6,000 円となります。これは観光協会設立のために一部減資したものでございます。

そして、495 ページの決算年度末現在高が 3 億 1,585 万 7,061 円となりますので、訂正をお願い致します。

訂正をお願い致しまして、おわびに代えたいと思えます。

どうぞよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで総務課長の発言を終わります。

町長から昨日の 12 日に、議案第 49 号から議案第 62 号までの 14 議案が提出されました。

このことにつきまして議会運営委員会を開催するため、暫時休憩します。

休 憩 9 時 03 分

再 開 9 時 25 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開催しました議会運営委員会の結果を議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長、小松孝年君。

議会運営委員長（小松孝年君）

先ほど、新たに提出がありました議案第49号から議案第62号まで、および一般質問の日程について議長の方から諮問がありましたので議会運営委員会で審議を行いましたので、その結果について報告致します。

議会運営委員会では、議案第49号から第62号までの14議案については委員会付託の原則に基づき、日程第1の次に追加議事日程第1号としまして、それから日程第1として追加をして審議することに決定致しました。

また、一般質問については日程第2として追加することに決定致しましたので、ご報告致します。

議長（山本久夫君）

これで議会運営委員長の報告を終わります。

この際、議会運営委員長の報告のとおり、日程第1の次に追加議事日程第1号、日程第1、議案第49号から議案第62号まで、および日程第2、一般質問を追加することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、追加議事日程第1号を追加することに決定しました。

日程表を配布します。

配布漏れはありませんね。

日程第1、陳情第26号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、陳情第27号、「道州制導入に反対する意見書」について、および陳情第28号、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書採択のお願いについてまでを一括議題とします。

これより委員長報告を行います。

初めに、陳情第26号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についての委員長報告を行います。

産業建設常任委員長、坂本あやさん。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

陳情第26号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について審査内容をご報告致します。

陳情内容についてはお手元に配布しております書面でご確認ください。

委員会では、陳情書の中にありますように平成24年10月に導入された地球温暖化対策のための税、石油石炭税の特例措置について、その使途がCO<sub>2</sub>の排出抑制対策に限定されていることで、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については早急に総合的な検討を行うというところの方針で止まっているという現状があるということでしたので、本町も非常に森林面積が多い市町村でございますので、ぜひ森林吸収源に対しても一定限の財源確保を講ずる必要があるということに意見がまとまりました。

よって、この陳情書については採択するということになりましたことをご報告致します。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ただ今の委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、陳情第 27 号、「道州制導入に反対する意見書」について、および陳情第 28 号、来年 4 月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書採択のお願いについての委員長報告を行います。

総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

総務委員会に付託されました陳情 27 と 28 号について、今から審査結果を報告致します。

全員協議会のところで皆さんの所に資料はお配りになっておりますので、ちょっと多少ですが読みもつてのあれにさせていただきます。

まず、陳情第 27 号、「道州制導入に断固反対する意見書」についての採択ですが。

我々、町村議会は平成 20 年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年 4 月 15 日には全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯（しんし）な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾であると。

このままこれが導入されていきますと、道州制導入後の国の具体的な形も示さないまま期限を区切った導入ありきの内容が動いております。事務権限の受け皿という名目の下、ほとんど市町村においては事実上の合併を余儀なくされる恐れが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政の距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村はこれまで国民の生活を支えるための食料供給や水源涵養（かんよう）、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであり、到底自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体として国力の増力につながるものであると確信しているというような内容でありまして、これを慎重に皆さんで議論致しましたが、これにつきましては全会一致で採択ということに委員会では決定致しました。

28 号、消費税引き上げを中止することを求める意見書でございますが。

2014 年 4 月から 8 パーセント、2015 年 10 月から 10 パーセントという消費税引き上げの計画が進んでいる。しかし、今の時期の消費税引き上げは行ってはならないと。現在の経済勢力は株価の上昇や円安により、一部高額所得者や輸出大企業には利益をもたらしているが、多くの国民にとっては物価高、原材料の高騰などでますます生活が圧迫される状態になっている。さらに年金受給額が減り、医療や介護の負担が増大している。この下での消費税増税は個人消費をますます冷え込ませ、デフレ不況不正克服という課題を遅らせることになりかねない。

また、高知県は産業振興計画の実施により、経済活性化の必死の努力が続けられている。中小零細企業、低所得者層が全国的にも多い高知県経済にとって消費税増税は決して効果があるものとはならず、産業推進計画の遂行を妨げるものになりかねない。

そういうことで、基にして、皆さんで議論をした結果、この引き上げに反対する意見書につきましても総務委員会では全会一致で採択ということに決まりましたので、ご報告を致します。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長に対する質疑を行います。

初めに、陳情第 27 号の報告に対する質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、陳情第 28 号の報告に対する質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、陳情第 26 号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 26 号の討論を終わります。

次に、陳情第 27 号、「道州制導入に反対する意見書」についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 27 号の討論を終わります。

次に、陳情第 28 号、来年 4 月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書採択のお願いについての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 28 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、陳情第 26 号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。



本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 26 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 27 号、「道州制導入に反対する意見書」についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 27 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 28 号、来年 4 月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書採択のお願いについてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、陳情第 28 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

追加議事日程第 1 号、日程第 1、議案第 49 号、平成 21 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（入野分団）の物品売買契約の締結について（追認）から、議案第 62 号、町道田端線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

それでは、追加提案の説明をさせていただきます。

まず、議案第 49 号、平成 21 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（入野分団）の物品売買契約の締結について（追認）について説明させていただきます。

この件につきましては、去る 9 月 3 日の議員協議会でご説明、ご報告させていただいたところでございますが、先月 8 月 20 日付で県の市町村振興課から、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号にかんする議会の議決事件にかかる注意事項について通知がございました。

これを受けまして、合併以降を対象に直ちに調査をさせていただきましたところ、締結した契約の中に本来議会で議決を要したにもかかわらず、議会の議決を得ないまま契約を締結している事例が本町でも 13 件判明を致しました。

この事象のように、議会の議決を欠いたものは違法かつ無効な契約であるとともに議会を軽視するものと言わざるを得ず、行政運営上あってはならないことであります。あらためまして、議会議員の皆さまならびに住民の皆さまに対して深くおわびを申し上げる次第でございます。

判例や他の自治体での行政実例では、議決を要する契約を議決を得ずに締結した場合、当該契約は無効であるが、その無効は確定的なものではなく、事後的に議会の追認決議がなされればさかのぼって有効となり、それに伴い代金支払いもさがのぼって適法になるとされているところでございます。従いまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により平成 21 年度黒潮町消防ポンプ自動車の購入の物品売買契約を締結するため、議会の追認決議をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が平成 21 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（入野分団）で、契約の方法は指名競争

入札でございます。また、契約金額は2,415万円で、契約の相手方は高知市葛島4丁目8番42号、株式会社クロイワ、代表取締役、黒岩俊二でございます。

今回の件につきましては、議会の議決に付すべき行為を失念していたという事実を重大な過失であると考え、副町長を口頭で厳重注意するとともに、当時の担当課長および担当職員をそれぞれ文書訓告4名、および3名を口頭厳重注意と致しました。

今後は再発防止を図るため、今回見過ごされていた関係条文等について職員に徹底させるとともに、業務改善に努めてまいります。

なお、議案第61号まではそれぞれ契約内容は異なりますけれども、地方自治法第96条第1項第8号に係る追認議案となっております。従いまして、議案第50号から61号までの提案説明は議案に係る契約内容のみのご説明とさせていただきます。ご了承をよろしくお願い致します。

次に、議案第50号、平成21年度黒潮町学校ICT環境整備事業電子黒板購入の物品売買契約の締結について（追認）についてご説明させていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が平成21年度黒潮町学校ICT環境整備事業電子黒板購入で、契約の方法は指名競争入札でございます。また、契約金額は475万8,600円で、契約の相手方は高知市山ノ端町215番地、有限会社高知事務機、代表取締役、斉藤嘉一でございます。

次に、議案第51号、平成21年度黒潮町学校情報通信技術環境整備事業黒潮町立小中学校用ブレードサーバ導入の物品売買契約の締結について（追認）について説明させていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が平成21年度黒潮町学校情報通信技術環境整備事業黒潮町立小中学校用ブレードサーバ導入で、契約の方法は随意契約でございます。また、契約金額は1,126万9,650円で、契約の相手方は香川県高松市番町1丁目10番地2、株式会社富士通四国インフォテック、代表取締役、小原不二夫でございます。

続きまして、議案第52号、平成21年度黒潮町学校ICT環境整備事業児童生徒用パソコン購入の物品売買契約の締結について（追認）についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が平成21年度黒潮町学校ICT環境整備事業児童生徒用パソコン購入で、契約の方法は随意契約でございます。また、契約金額は3,045万円で、契約の相手方は高知市比島町2丁目4番33号、四国通建株式会社高知支店、支店長、刈谷志毛雄でございます。

次に、議案第53号、平成22年度黒潮町小型動力ポンプ積載車購入（有井川分団、田の口分団）の物品売買契約の締結について（追認）について説明させていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が平成22年度黒潮町小型動力ポンプ積載車購入（有井川分団、田の口分団）で、契約の方法は指名競争入札でございます。また、契約金額は1,316万7,000円で、契約の相手方は高知市葛島4丁目8番42号、株式会社クロイワ、代表取締役、黒岩俊二でございます。

次に、議案第54号、黒潮町地域産品加工施設・黒潮印工房（仮称）加工用機器及び什器購入の物品売買契約

の締結について（追認）について説明させていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が黒潮町地域産品加工施設・黒潮印工房（仮称）加工用機器及び什器購入で、契約の方法は指名競争入札でございます。契約金額は1,239万円で、契約の相手方は南国市蛸が丘2丁目2番地3、株式会社丸三、代表取締役、岡内啓明でございます。

次に、議案第55号、平成22年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（田野浦分団）の物品売買契約の締結について（追認）についてご説明させていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が平成22年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（田野浦分団）で、契約の方法は指名競争入札でございます。また、契約金額は2,480万1,000円で、契約の相手方は高知市葛島4丁目8番42号、株式会社クロイワ、代表取締役、黒岩俊二でございます。

次に、議案第56号、平成22年度黒潮町立小中学校図書購入事業の物品売買契約の締結について（追認）についてご説明させていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が平成22年度黒潮町立小中学校図書購入事業で、契約の方法は指名競争入札でございます。また、契約金額は601万1,502円で、契約の相手方は高知市帯屋町1丁目13-14、有限会社金高堂書店、代表取締役、吉村浩二でございますが、この契約につきましては平成23年8月1日と同年9月1日に変更契約をさせていただきまして、最終の変更契約金額が745万9,892円となっております。

次に、議案第57号、平成23年度黒潮町立小学校指導書購入の物品売買契約の締結について（追認）についての説明をさせていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が平成23年度黒潮町立小学校指導書購入で、契約の方法は随意契約でございます。また、契約金額は769万3,245円で、契約の相手方は四万十市中村京町3丁目10、有限会社楓書店、代表取締役、中野正一でございます。

次に、議案第58号、平成23年度黒潮町携帯電話基地局（NTTドコモ無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）について説明させていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

この内容は、契約の目的が平成23年度黒潮町携帯電話基地局（NTTドコモ無線部）備品一式で、契約の方法は随意契約でございます。また、契約金額は707万1,750円で、契約の相手方は香川県高松市サンポート2番1号、株式会社NTTドコモ、執行役員四国支社長、須藤章二でございます。

次に、議案第59号、平成24年度黒潮町立大方学校給食センター（仮称）調理用品購入事業の物品売買契約の締結について（追認）についてご説明させていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が平成 24 年度黒潮町立大方学校給食センター（仮称）調理用品購入事業で、契約の方法は指名競争入札でございます。また、契約金額は 627 万 6,900 円で、契約の相手方は愛媛県松山市雄郡 2 丁目 8-25、株式会社中西製作所松山営業所、所長、荒井新一でございます。

次に、議案第 60 号、平成 24 年度黒潮町携帯電話基地局（KDDI 無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）についてご説明させていただきます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が平成 24 年度黒潮町携帯電話基地局（KDDI 無線部）備品一式で、契約の方法は随意契約でございます。また、契約金額は 709 万 4,850 円で、契約の相手方は香川県高松市番町 1-6-8、KDDI 株式会社高松エンジニアリングセンター、代表氏名、上野正博でございます。

次に、議案第 61 号、平成 24 年度黒潮町学校給食センター給食配送車購入の物品売買契約の締結について（追認）について説明させていただきます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により物品売買契約を締結するため、議会の追認議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約の目的が平成 24 年度黒潮町学校給食センター給食配送車購入で、契約の方法は随意契約でございます。また、契約金額は 659 万 2,380 円で、契約の相手方は四万十市具同 360 番地、高知トヨタ自動車株式会社中村支店、店長、吉川忠夫でございます。

次に、議案第 62 号、町道田端線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、9 月 4 日に指名競争入札を行い落札業者が決定致しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり工事について請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

その内容は、契約の目的が町道田端線社会資本整備総合交付金工事で、契約の方法は指名競争入札でございます。また、契約金額が 5,159 万 1,750 円で、契約の相手方は黒潮町入野 2584 番地、西南総合建設株式会社、代表取締役、中澤正志でございます。

なお、この工事では町内業者 11 社を指名致しましたけれども、6 社が入札を辞退され、入札は 5 社で行われました。

以上で提案理由の説明を終わりますが、この後、担当課長等にそれぞれ補足説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

また、契約にかんする参考資料をそれぞれ添付させていただいておりますので、ご参考にいただければと思います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今、町長の方からご説明させていただいた議案につきまして補足説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料、参考資料の方をご参照ください。

まず、議案第 49 号についてご説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料の 3 ページをお開きください。

本議案につきましては、平成 21 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（入野分団）の分につきまして、平成 21

年度に購入した消防ポンプ自動車 CD-1 型につきまして購入の追認を求める議案でございます。

その消防車の仕様につきまして、お手元の資料に基づきご説明をさせていただきますけれども、すべて詳細にわたるご説明は省略させていただきます、主な部分についてご説明をさせていただきたいと思っております。

参考資料の 4 ページをお開きください。

本消防ポンプ車は入野分団に配置するものでございますけれども、定員としては前席 3 名、後席 3 名の 6 名の定員となっております。消防の出力としては 150PS 以上、そして資料の 6 ページの方にいただきたいんですけど、主なポンプの性能でございますけれども、ポンプの級別は A-2 級、規格放水性能は 1 分間に 2,750 リットル、高圧放水性能は 1 分間に 2,250 リットルの性能でございます。

以下、詳細についての仕様を定めておりますけれども、あとは資料をご参照いただきたいと思います。

以上でご説明を終わりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

おはようございます。

それでは私の方から、議案第 50 号、平成 21 年度黒潮町学校 ICT 環境整備事業電子黒板購入に係る契約についてご説明を致したいと思っておりますが、その前に、議案第 51 号および議案第 52 号とも平成 21 年度学校情報通信技術環境整備事業の同一事業でありますので、この事業につきまして若干のご説明をさせていただきたいと思っております。

この平成 21 年度学校情報通信技術環境整備事業につきましては、国の臨時経済対策と致しまして平成 21 年度補正予算に計上されました地域活性化・公共投資臨時交付金を原資と致しまして、学校 ICT 環境整備事業として実施するものでした。

そこで黒潮町では、平成 21 年 6 月 8 日付で電子黒板 770 万円、教育用コンピューター 3,133 万円、校内 LAN 工事 1,062 万円、合計 4,965 万円、うち国庫補助金 2,534 万 6,000 円の事業申請を行い、同年 8 月 6 日付で補助内定通知を受けたところでございます。その後、同事業にかんして対象品目を拡大した上で、追加要望が認められましたので、平成 21 年 8 月 17 日付で第 2 次要望として計画書を提出し、ブレードサーバ導入の事業費 1,126 万 9,000 円を追加計上を致しました。その後、準備の整った電子黒板から物品の購入を進めることとし、平成 21 年 9 月 2 日に入札を行ったところです。

ところが、数日前の衆議院選挙の結果、自民党から民主党への政権交代が行われたことを理由に、この国の第 1 次補正予算は凍結をされ、事業が一時的に停止をしてしまいました。その後、全国都道府県教育長協議会等から国への強い要望を受けて予算凍結が解除され、第 1 要望分については平成 21 年 10 月 29 日付で交付決定が行われたものです。その後、第 2 次要望分についても平成 21 年 11 月 25 日付で内定通知、同年 12 月 21 日付で総事業費 6,091 万 9,000 円、うち国庫補助金 3,099 万 3,000 円の変更交付決定を受けたところです。なお、この平成 21 年度学校情報通信技術環境整備事業につきましては、電子黒板購入以外の物品購入事業につきましては、予算執行にかんして繰越明許の手続きを行いました。

それではあらためまして、議案第 50 号、平成 21 年度黒潮町学校 ICT 環境整備事業電子黒板購入の物品売買契約にかんする内容についてご説明申し上げます。参考資料は 14 ページになります。

当事業は平成 21 年 9 月 2 日、町外業者 8 社を指名し入札を行いました。うち 1 社から辞退届が提出されております。入札は 1 回で落札をし、契約の相手方を高知市山ノ端町 215 番地、有限会社高知事務機とし、税込みで 475 万 8,600 円で契約を致しました。

契約の期間は、平成 21 年 9 月 8 日から平成 21 年 12 月 28 日です。

契約の内容は、黒潮町内の小中学校 11 校に 1 台ずつ電子黒板を配備するものです。

電子黒板の仕様につきましては参考資料 16 ページに記載をさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

続きまして、議案第 51 号、平成 21 年度黒潮町学校情報通信技術環境整備事業黒潮町立小中学校用ブレードサーバ導入の物品売買契約にかんするご説明を致します。参考資料は 17 ページになります。

この事業につきましては、先にご説明致しましたように平成 21 年度学校情報通信技術環境整備事業の第 2 次要望として補助決定を受けたものです。国の補正予算の取り扱いの混乱から事業着手が年度末になり、平成 22 年 3 月 23 日付で平成 22 年 3 月 31 日を納期限として随意契約を行いました。繰越明許の手続きを経て平成 22 年 8 月 31 日まで契約の履行期限を延長致しました。

契約の相手先は、高松市番町 1 丁目 10 番地 2、株式会社富士通四国インフォテックです。

契約金額は、税込みで 1,126 万 9,650 円となっております。

契約の内容は、各校の情報セキュリティーを高めるために学校外にコンピューターサーバを設置するものです。

本契約を随意契約と致しました理由は、小中学校のネットワークおよびセキュリティー構築にかんしましては黒潮町で統一した取り扱いとしてるため、庁舎内の整備内容と同一のものを使用しなければなりません。このため、黒潮町のネットワーク管理会社である株式会社富士通四国インフォテック以外の他社では費用が増大すること。また、ネットワークにかんする情報は黒潮町固有の機密情報であり、管理に複数の事業者が関与することは望ましくないため、同社との随意契約としたものです。従いまして、随意契約の理由につきましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 2 号に該当致します。

なお機器は、当初、黒潮町役場大方庁舎に設置を致しましたが、地震津波対策のため本年 6 月に拳ノ川保健センター敷地内の新たなサーバ室に移設を致しました。

購入機器の明細につきましては、参考資料 19 ページから 21 ページに記載をさせていただいておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

続きまして、議案第 52 号、平成 21 年度黒潮町学校 ICT 環境整備事業児童生徒用パソコン購入の物品売買契約の内容についてご説明を致します。参考資料は 22 ページになります。

この事業につきましても、平成 21 年度学校情報通信技術環境整備事業で購入したのになります。本事業にかんしましては、平成 22 年 1 月 20 日に 8 社を指名して入札を致しました。8 社とも町外の会社となっております。そのうち 4 社から辞退届があり、残り 4 社で入札を行いました。その結果、1 回目に落札とならなかったため 2 回目を実施することとしたところ、3 社から辞退の申し出があり、当入札は不調に終わりました。そのため、第 1 回目で最低価格を提示致しました業者に対して示談の申し入れを行い、平成 22 年 2 月 9 日に随意契約を行ったものです。

契約の相手先は、高知市比島町 2 丁目 4 番 33 号、四国通建株式会社高知支店です。

契約金額は、税込みで 3,045 万円となっております。

内訳は、小学校分が 2,046 万 8,000 円、中学校分が 998 万 2,000 円となっております。

履行期限を平成 22 年 2 月 9 日から同年 3 月 29 日までとしていましたが、先にご説明致しましたように繰越明許の手続きを経た上で、履行期限を平成 22 年 8 月 31 日まで延長致しました。

契約の内容は、町内小中学校に児童生徒用ノート型パソコンを 241 台配備したものです。

あらためて入札を行わずに随意契約を行いましたのは、指名業者 8 社のうち 4 社が辞退した理由が、全国的

に同様の ICT 事業の発注が集中をして物品調達に困難を極めているところから、契約期間内に納入期限を果たせないという理由であり、あらためて入札を実施致したとしましても同様の結果が予想されること。併せて、年度内契約を行うには期間が十分でないことなどを判断し、随意契約としたものです。従いまして、随意契約の理由は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 5 号に該当致します。

パソコンの仕様につきましては、参考資料 24 ページ、25 ページに記載をさせていただいておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

以上でご説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続きまして、議案第 53 号の補足説明をさせていただきたいと思ひます。

資料の方は 26 ページ、27 ページをお開きください。

平成 22 年度黒潮町小型動力ポンプ積載車購入（有井川分団、田の口分団）の物品売買契約の締結についてご説明させていただきたいと思ひます。

まず冒頭、小型動力ポンプ車と、先ほどご説明しました消防ポンプ自動車の違いについてご説明をさせていただきたいと思ひます。

消防ポンプ自動車と申しますのは、車自体がポンプ機能を備えたポンプ車でございます。

それから、小型動力ポンプ積載車と申しますのは、小型のポンプを積んでいく車、運搬車のような車でございます。その違いがござひます。

本契約につきましては平成 22 年 10 月 29 日、県内 8 社をもって入札を行いました。

その装備の内容につきましては、資料の 28 ページをお開きください。

機能について細かくずっと仕様書に書いておりますけれど、総則の部分のみご説明させていただきたいと思ひます。

まず、この車の定員につきましては 8 名でござひます。

この小型動力ポンプ積載する自動車につきましては、まずは国が行う補助の対象となる消防施設の基準をクリアしておかなければなりません。それから、道路運送車両法、そして道路運送車両の保安基準に適しておかなければならない基準がござひます。それぞれの装備につきましては、細かく仕様書の続きに書いておりますので省略させていただきたいと思ひます。

以上でござひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、議案第 54 号の黒潮町地域産品加工施設・黒潮印工房（仮称）加工用機器及び什器購入の物品売買契約の締結について（追認）の補足説明をさせていただきます。

参考資料の 32、33 ページをお開きください。

入札につきましては、平成 22 年 12 月 27 日に行ひまして、指名業者、町外 6 業者を指名し、そのうち 6 業者のうち 2 名、2 業者、辞退届がありました。

設計および請負対象金額については、共に消費税抜き金額で 1,200 万 6,000 円です。入札の結果については、1,180 万円で落札致しました。

契約金額については1,239万円で、契約の相手方は高知県南国市蛸が丘2丁目2番地3、株式会社丸三となっています。

備品の内容については33ページにありますように、主なものは、上から厨房什器にかんするシンク、流し台類ですが。水切り移動台、台車です。スタッキングカート、移動式水切り。受けカート、移動式の水切りです。また、プレハブ冷蔵庫、これは組立式の冷蔵庫です。そして、加工用機器の金属探知機や蒸気釜と、それに付属の備品などとなっています。

以上、黒潮町地域産品加工施設・黒潮印工房（仮称）加工用機器及び什器購入の物品売買契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、議案第55号の補足説明をさせていただきたいと思えます。

本議案は平成22年度に購入致しました、田野浦分団に配備する消防ポンプ自動車CD-1型の購入につきまして、追認を求める議案でございます。

このポンプ車につきましての仕様につきましては、36ページ以降に掲載しております。

まず入札につきまして、この入札は県内8社の指名入札で、平成23年1月25日に行いました。

仕様につきましては、36ページの資料で総則からご説明させていただきたいと思えます。

動力ポンプ技術上の規格を定める消防ポンプ自動車の安全基準および消防防災設備補助事業の基準に適合する機能が有された車でございます。

主な仕様につきましては37ページの所で、第2章でご説明させていただきたいと思えますけれど。

まず、定員につきましては6名でございます。前席3名、後席3名の6名の定員でございます。

消防出力につきましては150PS以上。そして、資料の39ページの方に主ポンプの性能が示しておりますけれど、ポンプの級別はA-2級。そして、規格放水性能としては1分間に2,600リットル。高圧放水性能の場合に1分間に2,000リットルというふうになっております。

細かい仕様につきましては、その仕様書の方に定めておりますけれど、細かくは省略させていただきたいと思えます。

以上、追認を求める議案についてご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは私の方から、議案第56号、平成22年度黒潮町立小中学校図書購入事業の物品売買契約の締結について（追認）の内容について補足説明を致します。資料は47ページになります。

当事業は平成22年度、国の補正に予算計上をされました地域活性化交付金のうち、住民生活に光をそそぐ交付金を活用をして、町内小中学校から要望のありました児童生徒用図書の購入を行ったものです。

平成23年6月27日に、町内1社、町外4社を指名業者に入札を行いました。その結果、最低価格を提示致しました、高知市帯屋町1丁目13-14、有限会社金高堂と税込金額で601万1,502円で契約を致しましたが、2回の変更の結果、最終税込契約金額は745万9,892円となっています。

契約期間は平成23年6月30日から平成23年8月30日としていましたが、請負変更によりまして9月30



日まで履行期限を延長致しております。

請負契約の変更の理由についてご説明を致します。

当事業にかんしましては予算額を746万円とし、各学校から要望のあった図書の定価金額の合計に対する733万9,500円を予定価格として入札をした結果、601万1,502円で落札、物品売買契約を致しました。

本事業は、国の交付金100パーセント事業の住民生活に光をそそぐ交付金を活用して実施するものでありますから、予算の範囲内で有効的に図書を購入したいこと。しかし、契約後、希望の図書が絶版になっている、あるいは定価の変更があったなどが予想をされることから、契約後の状況を見ながら契約変更することを入札参加の条件としておりました。

そこで、入札減後の予算の範囲内で各校から追加要望のあった図書予定額178万7,574円に対する請負更正率81.008パーセント。これは落札額の601万1,502円を当初の設計金額で割ったパーセントになります。で、算出致しました144万8,083円を増額して第1回目の変更契約を致しました。

その後、さらに追加発注をした図書の中にも調達が困難な図書があり、別の図書に変更した結果、合計で378円を増額となったため、請負更正後の307円を増額して第2回目の変更契約を行い、最終的に745万9,892円の契約額となったものであります。

各校の購入図書の内訳につきましては、参考資料49ページから69ページに記載をさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案第57号、平成23年度黒潮町立小学校指導書購入の物品売買契約の締結について（追認）の内容について補足説明をさせていただきます。参考資料は70ページになります。

本事業につきましては、平成23年度から小学校の教科書の改訂に伴い、教師が使用する指導用教科書を購入するものです。

契約の相手先は、四万十市中村京町3丁目10、有限会社楓書店です。

税込みの契約金額は、769万3,245円となっております。

契約の期間は、平成23年4月1日から平成23年9月30日までです。

教科書および教師用指導書は定価販売が基本で値引きがないこと。また、教科書および教師用指導書を取り扱う書店につきましては、幡多地域においては有限会社楓書店しかないことから、同店と随意契約を交わしたものです。従いまして、随意契約の理由につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項の第2号に該当致します。

購入指導書の内訳につきましては、参考資料72ページから75ページに記載をさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

続きまして、議案第58号についてご説明をさせていただきたいと思っております。

本議案は、平成23年度黒潮町携帯電話基地局（NTTドコモ無線部）備品購入に係る契約でございます。

このご説明に入る前に、携帯基地局を整備するときの業務の流れというか、そういうものをまずご説明させていただきたいと思っております。

本事業につきましては、国から県の方に補助がきて、町の方はその県から補助を受けるという仕組みになっております。その事業推進に当たりまして、まず町の方がしなければならぬことは、2社以上の通信事業者

に対して公募を掛ける作業から始めます。そして、町が実施する携帯基地局へ参入の意思を示した業者の中で契約しながら事業を進めるような流れになっております。

さらに、工事の方は大きく分けると3段階に分かれております。

まず基礎部分、それからフェンス、そして電柱を立てる工事。工事と申しますけれど、まず、その段階がございます。

それから次に、無線機器の備品を購入する事業がございます。

そして最後、3番目が、その無線を設置する工事。

その3段階の工事の事業に分かれております。

そのうち、この議案第58号と申しますのは、2番目の備品購入にかんする契約に基づくものでございます。

従いまして、平成23年度黒潮町携帯電話基地局（NTTドコモ無線部）備品購入につきまして、追認を求める議案でございます。

平成23年度に設置しました携帯基地局は2カ所でございます。1カ所が大方橋川、もう1カ所が佐賀の熊野浦でございます。

先ほど申しましたように通信事業者が限られてきますので、契約につきましては地方自治法第167条の2第1項第2号の適用によって、平成24年1月16日に契約をさせていただきました。

その備品の内容につきましては、参考資料の78ページから79ページをご参照ください。

備品の詳細が細かく出ておりますので非常に分かりにくいと思えますけれど、大まかな分かれはですね、まず電波の増幅器、そして電源装置、アンテナ、伝送設備、そして雷対策の設備のようなものが主でございます。

78ページの方が主に熊野浦の設備に対する備品明細でございます。

そして、79ページの方が大方橋川に対する設備明細でございます。

以上、平成23年度黒潮町携帯電話基地局の備品購入についての追認のご審議をよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは私の方から、議案第59号、平成24年度黒潮町立大方学校給食センター（仮称）調理用品購入事業の物品売買契約の締結について（追認）の内容について補足説明を致します。参考資料は81ページになります。

この事業は、平成25年度から大方給食センターが新たに稼働するに当たり、調理に必要な各種備品および消耗品を購入したものです。

町外の10社を指名致しましたが、6社が辞退。平成25年3月4日に4社で入札を致しましたが、最低価格を提示した業者が入札日翌日に契約辞退の申し出があったため、次の最低価格を提示した業者と契約を致しました。

契約の相手先は、松山市雄郡2丁目8-25、株式会社中西製作所松山営業所となっております。

税込みの契約金額は、627万6,900円です。

契約の期間は、平成25年3月7日から平成25年3月28日となっております。

購入用品の明細につきましては、参考資料83ページから86ページに記載をさせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では続きまして、議案第 60 号、平成 24 年度黒潮町携帯電話基地局（KDDI 無線部）備品一式購入の追認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

先ほど議案第 58 号でご説明しましたとおり、携帯電話の基地局の工事につきましては同じような流れでございます。平成 24 年度につきましては、蜷川の米原、そして仲分川の 2 カ所を整備致しております。

契約につきましては、平成 25 年 1 月 9 日、やはり地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき契約をさせていただいております。

資料の 88 ページの方に備品の一覧表を付けておりますけれども、上段が米原の備品の明細でございます。それから、下段の方が仲分川の備品の明細でございます。大きく分けると備品の方は、無線機、そして電源装置、サービスアンテナ、伝送装置のような大きくくりに分かれております。

なお、この備品、無線機器の維持管理につきましては、今後、無線会社の方で維持管理をしていくというふうなことになります。

以上、平成 24 年度黒潮町携帯電話基地局（KDDI 無線部）にかんする備品購入の追認を求めることについて補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、議案第 61 号、平成 24 年度黒潮町学校給食センター給食配送車購入の物品売買契約の締結について（追認）の内容について補足説明を致します。参考資料は 89 ページになります。

本事業は、平成 25 年度から大方地区小学校で学校給食が始まるに当たりまして、給食配送車を購入したものです。今回、購入致しました車両は、田ノ口小学校、三浦小学校に給食を配送するための車両、および伊田小学校、上川口小学校、南郷小学校に配送するための車両の計 2 台になります。

四万十市内の 4 事業者に見積徴収の依頼を行い、最低価格を提示していただきました四万十市具同 360 番地、高知トヨタ自動車株式会社中村店と契約を致しました。

契約金額は、税込みで 659 万 2,380 円です。これは 2 台分の購入金額となっております。

契約の期間は、平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日です。

自動車販売事業者で黒潮町入札参加資格受付の受理をしていますのは、いすゞ自動車中国四国株式会社高知支店 1 社のみであるため、指名競争入札を実施できない状況にありました。そのため、競争見積方式による随意契約にて車両購入の方が有利な価格で契約締結できる見込みがあったため随意契約と致しました。従いまして、随意契約の理由につきましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 2 号に該当致します。

購入車両の仕様につきましては、参考資料 91 ページをご確認いただきたいと思います。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、議案第 62 号の町道田端線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。

配布させていただいております参考資料をご覧いただきたいと思います。と存じます。

92 ページをお開きください。最後のページから 3 枚目になります。

設計金額ならびに請負対象金額とも 5,527 万 9,000 円で、入札の結果 4,913 万 5,000 円で落札を致しました。請負率につきましては、88.88 パーセントでございます。

また、工期につきましては、平成 25 年 9 月 20 日から平成 26 年 3 月 8 日までとなっております。

なお、契約金額につきましては 5,159 万 1,750 円で、西南総合建設株式会社と契約を締結するものでございます。

続いて、工事の概要についてご説明を致します。93 ページならびに 94 ページをお開きください。

町道田端線の 2 工区の改良につきましては、全体計画延長が 250 メートルでございます。うち、今回の工事では延長 131 メートルを施工致します。道路幅員としましては、車道 2 車線、路肩、自転車歩道分を合わせまして、全幅が 10.25 メートルで計画をしております。

主な工種としましては、路側工としてコンクリートブロック積の施工。山留工として箱型擁壁、大型ブロックになります。これらを施工し、併せて舗装工も施工致します。

当路線は、現在、通学路や生活道路として多くの住民の皆さまが利用していますので、今回改良することにより、安心、安全に通行ができ、日常生活の利便性の向上が図られ、入野地区の重要な津波避難路として位置付けられます。

以上、町道田端線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 49 号、平成 21 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（入野分団）の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号、平成 21 年度黒潮町学校 ICT 環境整備事業電子黒板購入の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第 51 号、平成 21 年度学校情報通信技術環境整備事業黒潮町立小中学校用ブレードサーバ導入の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 51 号の質疑を終わります。

次に、議案第 52 号、平成 21 年度黒潮町学校 ICT 環境整備事業児童生徒用パソコン購入の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 52 号の質疑を終わります。

次に、議案第 53 号、平成 22 年度黒潮町小型動力ポンプ積載車購入（有井川分団、田の口分団）の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 53 号の質疑を終わります。

次に、議案第 54 号、黒潮町地域産品加工施設・黒潮印工房（仮称）加工用機器及び什器購入の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 54 号の質疑を終わります。

次に、議案第 55 号、平成 22 年度黒潮町消防ポンプ自動車購入（田野浦分団）の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 55 号の質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、平成 22 年度黒潮町立小中学校図書購入事業の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 56 号の質疑を終わります。

次に、議案第 57 号、平成 23 年度黒潮町立小学校指導書購入の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 57 号の質疑を終わります。

次に、議案第 58 号、平成 23 年度黒潮町携帯電話基地局（NTT ドコモ無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 58 号の質疑を終わります。

次に、議案第 59 号、平成 24 年度黒潮町立大方学校給食センター（仮称）調理用品購入事業の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第 59 号の質疑を終わります。

次に、議案第 60 号、平成 24 年度黒潮町携帯電話基地局（KDDI 無線部）備品一式の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 60 号の質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、平成 24 年度黒潮町学校給食センター給食配送車購入の物品売買契約の締結について（追認）の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 61 号の質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、町道田端線社会資本整備総合交付金工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議案第 62 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 49 号、議案第 53 号、議案第 55 号、議案第 58 号および議案第 60 号。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 54 号および議案第 62 号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 50 号、議案第 51 号、議案第 52 号、議案第 56 号、議案第 57 号、議案第 59 号および議案第 61 号。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

この際、11 時まで休憩します。

休 憩 10 時 40 分

再 開 11 時 00 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加議事日程第 1 号、日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

藤本岩義君。

9 番（藤本岩義君）

それでは、議長の許しを得ましたので質問致します。

まず、質問の震災対策の第 1 問目でございます。

先月の 8 月 8 日木曜日 16 時 56 分と記載されておりますが、防災行政無線やエリアメールで地震発生の速報があり、幸いにもこれは誤報でありほっとしたのですが、その後の対応についてお伺いを致します。

当日、私は自宅の倉庫にいましたのですぐに飛び出し、家族に地震が来ることを知らせ、対応していましたが、実際には何秒もたっておりまして。速報を聞けばそれぞれが即対応しなければいけないことを痛感し、家族の者にも話したことでありました。当日は役場も開庁日であり、多くの職員が庁舎内にいたことは容易に考えられますし、来庁者もいたのではないかと思います。訓練では見事な動きをされていても、誤報であって

もこの速報に職員がどのように対応、行動を取られたのでしょうか。

南郷小学校では不特定の時間に訓練がなされており、1月のモデル校の報告会のときにもスムーズに行動がされていました。夏休みではありましたが、今年モデル校である佐小、佐中や南郷小学校、その他の学校はどのように行動されたのでしょうか。

震度7の地震からまず逃れないと、次の一手が打てません。町長は8月8日の速報時の職員の行動や、各学校、保育所、できれば住民の行動を把握して分析すれば、町長の思いである一人の犠牲者も出さない。このことを目指しておる黒潮町の現状が分かり、今後の対応が見えてくるとは思いますが、調査分析はされたのでしょうか。

まずお伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の一般質問、震災対策について通告書に基づいてお答えを致します。

まず1番目の8月8日の緊急地震速報。これは誤報ではありましたが、その後の対応についてのご質問にお答えを致します。

8月8日の緊急地震速報は誤報であったことが既に気象庁の発表でも明らかにされているわけですが、黒潮町としては緊急地震速報が発令されたときに、議員おっしゃるようそれぞれの方が適切な反応をされていたのかという点に留意して検証をしております。特に、災害が発生した場合、即時に応急対策に取り組まなければならない町職員が、そのときにどのような行動をし、それをどのように考え感じたのか、振り返りを含めて8項目にわたるアンケートを全職員対象に実施し、既に集計を終えております。

その結果からは相当多くの課題が出てくるものと考えておりますが、今後はアンケート結果を黒潮町防災対策会議で分析し、南海地震対策推進会議で協議を検討しながら、防災に特化した黒潮町職員の地域担当制の強化を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは藤本議員の、8月8日の町内の学校での状況ということでございますけれども、そのことについてお答えを致します。

今回の緊急地震速報を受けて各学校長に対して、その当時、学校がどういう状況であったか、あるいは先生方の行動について文書で報告で求めました。

8月8日の16時56分ということでございますけれども、学校は夏期休業中ということで。それから、この日はちょうど研修会も多くありまして、3つの研修会がございました。その研修会に参加をしている職員も多く、さらに勤務時間の16時45分、この時間を過ぎていたために、学校に残っていた先生方は限られておりました。各学校からの報告で分かったことは、学校に残っていて建物の中にいた先生方も、その直後ほとんどの方が自分自身を守る行動、そういったことを取っていなかったということでございます。それから、情報を得ようとして職員室のテレビをつけたり、またインターネット、携帯電話でとにかく情報を得ようとしております。

今回の件では夏期休業中ということと勤務時間外ということもありましたが、もしもこれが、児童生

徒が学校管理下にあった場合どうであったかということも含めて考え直す必要があるというふうに思っております。児童生徒自身が自ら身を守る行動が取れていたかどうかということも検証が必要であろうというふうに思っております。

今回の件をもってですね、再度、次の校長会で各学校の状況を含めて検討をしていくという予定にしております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

調査をしていただいておりますということですので、その分析はまだのようですので、ぜひきちっと分析をしていただいておりますね、やはり問題点を明らかにせないかんと思いますし。

特に保育所の部分についてはなかったですけども、保育所もですね、当然。まあ、子どもを返した後でありますけども、居残りもされておられる方もあったと思いますし、特に職員の行動がですね。子どもたちはいつも練習をしておる部分については、かえって子どもの方が素直に、何て言いますか、テーブルの下に隠れたという話も聞いてますし。先生方がやはり普通の訓練のときに子どもらとおんなじような考え方でやはりできてないと、なかなかその。先生ら方が一番先にけがをしたり、子どもらけがせんずくに先生ら方がけがしたらですね、やはり次来る津波に対しての避難とかそういう行動ができなくなってくるので、やはりこの瞬間的に起きたことについてどう瞬間的に判断するかは、やはりたくさんの訓練が必要ではなからうかと思っております。それぞれの学校や町職員の部分でその対策を考えていくということでしたので、そのことについては了としますが。

私がおの後にすぐに行って聞いたところによりますと、担当者といいますが、佐賀庁舎で聞きましたら、担当者の方はすぐに地震来るからという声を掛けてですね、その行動を起こしたようです。それは担当者だけでなくですね、それぞれが声を掛けることによって、その危機感が瞬間的にできると。大方庁舎や佐賀庁舎の2階辺りでもどうであったか。それぞれが、各課長も分かっておると思いますので、やはり普段日ごろにそのサイレンが鳴ったらどうなるかという感覚をやっぱり研ぎ澄ませていただくということが大事であろうと思っておりますので、このことを機会にですね、町の方で集計しておるようですので、執行機関会議の中でも十分検討をしていただいて、次の一手が打てるようにですね、職員がまず安全を守るということをししないと住民は守れませんので、対応をお願いします。

このことを踏まえてちょっと感じたんですが、防災行政無線や告知端末が十分に機能したかどうかというところもちょっとお伺いしたいんですが。

私が聞いたところでは、ちょうど防災行政無線は私のおった所は入りましたが、告知端末の部分の分配放送がちょっと入らなかったんじゃないかなと。一緒に入ればわんわんになって分からないぐらいの音になりますが、きれいに聞こえたので、多分一つの部分しか機能してないと。それから後で少し聞いたら、防災行政無線も告知端末も動いてなかった部分もあったようにお伺いしますが、その付近はどんなでしょうか。

当然、前からよく言われておりますが職員のヘルメットあたりはですね、今これくらい言われてる黒潮町でするので、きちっと構えておられるんですかね。

それから佐賀の、ここもそうだろうと思うんですが、佐賀の場合はつり天井なんですよ。必ず天井、震度7ぐらいの揺れが来ますと、まずドサンと上にあるエアコンや壁といいますが、天井が落ちてくることは間違いないと思います。小さいこの鉛筆ぐらいの金具でコンクリに下の軽量金具を止めて、その上に天井を隠してお



る状況ですので、その付近の対策もしてなくてはですね、今回の行動を見ておれば、まずけがされる方はたくさんおったんじゃないかなと思ってます。

それともう1つは、このことに限ったことじゃないんですけども、この間ちょうど大雨洪水警報が出ておりましたけども、そのときもやっぱり職員の対応としては同じことであろうと。警報が出たらですね、少なくとも。出そうとか、あるいは朝から出ておればですね、その担当とか、1次配備、2次配備、3次配備あるんですけども、1次配備や2次配備の職員でなくてもですね、いつでも対応できるようにかっぱや長靴などは当然準備をしておかなくてはならんがですけども、ちょっと尋ねますと他の方に。まあ、男性職員がするとかいう形で準備せられてない方もおるようですので、そういう危機管理が普段日ごろから大事であろうと思います。

ちょっと同僚議員にこのことを話しよったら、海水浴に行っておって、この情報が来たらすべて陸の方に上げて対応していたということも聞いておりますが、そういう行動ができるというのは普段日ごろに、この大雨洪水警報も同じことなんです。やはりそういう準備をしておかなくては行動が出てきませんので、この付近もきちっとされますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問、幾つかいただきましたけれど、それぞれにお答えしていきたいと思います。

まず、告知端末が8月8日の緊急地震速報で機能しなかったのではないかというご質問でございますけれど、これおっしゃるとおり完全な機能ができておりませんでした。それで、その経過、それからその後の対策、そしてその後の検証、すべて今からご報告させていただきたいと思います。

まず、今回の緊急地震速報の発生の経緯につきましてでございますけれど、まず16時56分に気象庁より緊急地震速報の発表がございました。同時に、Jアラートが自動起動によって町内の告知システムに信号送信をしております。そして、16時56分32秒に告知放送端末の放送が開始されております。それから16時57分、防災行政無線放送が開始されております。しかしながら、告知放送端末は緊急放送用のランプのみが非常点滅して、地震速報の警告音、それから緊急地震放送の音声。これはそれぞれのご家庭で音を小さく設定しておっても自動的に最大の音で出るはずなんですけれど、これが流れなかったという問題が発生しました。その後、直ちに関係する業者を含めて原因の特定を行いました。その結果、Jアラートの関連機器、それから告知放送関連機器、防災行政無線関連機器ともすべて正常に動作をしており、告知放送端末のみ警告音と音声の流れなかったのは音声を送るための接点端子を別の個所に接続していたことによることが判明致しました。

そこで、なぜこのような間違いが起こったのかについて調査を進めた結果、大方庁舎1階サーバ室より拳ノ川の保健センター内の新サーバ室へ。実はこれ、情報を災害時に守るための防災対策のためにサーバ機の移転作業を平成25年6月7日から9日にかけて実施致しました。その際に、Jアラート自動受信機を若干移動する必要が生じたために実施した作業の中で配線ミスがあったことが明らかになりました。そこで、二度とこのような事態が起こらないように再発防止策を徹底して住民の皆さまの信頼回復に努めるために、今回の原因となった同様作業を実施する場合には以下の事項を厳守するように致します。

まず1点目。作業に当たっては、関連するすべての保守業者の立会を必須とする。

2点目として、作業に当たっては担当職員は2名以上により二重のチェック体制を敷く。

3点目に、作業に当たっては正常動作確認のチェック項目をすべて現実的に実施する。

4点目として、作業に当たっては消防防災係と常に情報共有し、これは情報推進係と消防防災係の両方が常に情報共有して、かつ確認を実施していくと。

ちなみに、去る9月11日に全国的なJアラートと連携した試験を実施致しました。その結果、問題なく接続している動作が確認されております。

この件につきましては以上でございます。

こういうことが重大な間違いですので、こういうことは二度とないように重々注意してまいりたいと思いません。

それから大雨洪水警報、今月に入って2度あったんですけど、すべて第1配備でございました。当然、第1配備の職員はすべて携帯電話に警報が出るとともに職員参集システムが働いて通知が来ますので、それに基づいて職員は直ちに参集して警備体制を取っております。

職員の装備ですね、かっぱとか長靴。当然、担当の者は常に職場に置いてるわけでございますけれど、全職員の装備ができてるかという、まだそこまで至ってないと思っております。ただ、ロッカーの不足とか、そういう庁舎の空間の課題もあろうかと思えます。

それから、ヘルメットにつきましても、事業をやっているいわゆる事業課なんかは工事の検査を兼ねたときにヘルメットを持っていますので、当然配備しておりますけれど。すべての、これも課、すべての職員が持っている状況にはなっておりません。当然、いつでも対応できるような準備、装備が必要と思えますけれど、これは全庁的な課題として今後検討してまいりたいと思えます。

佐賀の天井の施設については、私の方でちょっとご回答できませんので、その部分は省略させていただきます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは私の方から、つり天井の関係につきまして答弁させていただきます。

この佐賀庁舎だけではなくしてですね、まだその部分が改修できておりません。現在は耐震化補強を鋭意進めておりまして、まだすべて完成しておりませんので、その部分がまだ遅れておるといったところでございます。

学校につきましてもですね、この部分がまだ進んでおりません。ただし、学校の方も補助事業等が今だんだんに検討されておるようでございますので、順次計画をしながら進めていけるといふふうに考えておりますけれども、まず耐震化を早急に。校舎の耐震化というか、庁舎の耐震化、そういったものを進めておりますので、順次計画を立てながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

今度の11日でしたかね、ちょうど委員会をやりようときに鳴っておったんですが、そのときには無事に動いたということで一安心です。

やはり、チェックをやっぱりしてないと、全国の中でも動かざった所が何町村かあったようですが、やっぱりそのチェックが十分でなかった、配線ミスとかいうのは結構多いようでして。それから、職員参集装置も含めて携帯のところの部分へ、携帯と自宅の方へと二重にもできると思えますので。携帯の電源切っておる場合も、マナーモードにしておる場合もいろいろあると思えますので、その参集装置の対象になっておられる管理職等についてはですね、その付近を執行機関会議あたりでもお互いの共通認識として持っていただくとい

うことが大事だろうと思います。

つり天井については随時検討されておるということでしたので安心しておりますが、私が言いよったのは大雨洪水警報のときは町が構えということを使いようわけじゃなくてですね、その職員が危機管理的な考えを持っておれば、車で通勤してきておるのであれば車の中へ普段日ごろに使いよう雨具ぐらいはやっぱりはめてきていただいとおくというのが、それぐらいのお願いを、町が買えないのであればお願いをするというぐらいのことはできるのではないかな。そうしないと、まあ男性職員だけとかいうことじゃなくて全職員がやっぱりそういう考えを持っておかないと、例えば保育所あたりは保育士さんだけしかおりませんので、どうしても子どもを守るために雨具も必要になってくる可能性としてはあると思うんです。まあ、ずぶぬれになってやれば問題はないんですけども、やはり動くときにそれがあればですね、それに対する物があれば一番スムーズかなと。そういうことをお願いしておく。

1次配備だけではなくて、1次配備があった、既にその警報が出たときにはそういう準備をして、職員として準備をしておくということが大事であろうと思いますので、その付近は職員の方にやはりお願いをしておくということは大事だろうと思うんですが、それはされますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

防災担当の職員もですね、やはり役場の装備だけでなく、もちろん自分の装備も踏まえて構えておるわけでございますけれど、なお全職員に対しても、執行機関会議とか、あるいは南海地震対策推進会議とか、そういうような中で要請をしていくよう協議をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひそういうことをお互いに共有認識として持つことで危機管理になってこようと思いますので、対応をお願いします。

それでは、震災対策の2問目ですが、これ最近何か有名になって、結構、テレビとか新聞とかに出てきてますが、もう何年前にこの話もしたことがありますして、まあ議員のときじゃないですけども。災害時の水の確保というのは大変なことだと思います。水道が被災して使用できなくなったときを想定してですね、地域住民の生活用水を確保するために町内の井戸調査を行い、協力をしていただける方があればリストを作成して災害に備えるべきではないかと思います。

汚れた水をきれいにする装置も黒潮町では既にお買っておるかのように聞いてますし、2台目も、何かそんな話も聞きましてけども、それだけでは何ともならないと思います。災害時の水の確保といえ、思い浮かびますのが今言う飲料水だと思います。人間は飲料水がないと生き延びることはできませんので、災害発生後、真っ先に供給するのは水だと思いますし。しかし、現在の生活中で最も多く使用する水道の使用目的は、トイレや風呂、炊事、洗濯だと思います。先の阪神大震災や、今回の東北大震災においても、電源がカシツによって水道が止まるので、飲料水はもとより、トイレ、風呂、洗濯が大変であったと聞いております。そこで、黒潮町においても町内にある井戸の調査を行い、災害時に協力井戸としてお願いし、協力いただいた井戸はリストを作成、定期的な水質管理を行っていけば住民に安心感を与えるのではないかと思います。

全国でも、仙台市や伊勢市、流山市、名古屋市など、多くの自治体が対応を既にもう始めています。また、

県内では高知市も4月から高知市災害用井戸登録事業実施要綱を制定し、市民に協力を、要請を行っていますが、黒潮町では実施する考えはありませんでしょうか。

また、避難場所に設定している学校や公共施設には、従前は井戸があった所もあると思います。補修をして、手押しポンプ等を設置していく考えはありますでしょうか。

また、先に業者から寄贈を受けた手押しポンプが旧佐賀、大方にもあると思うんですが、管理がなされておるのでしょうか。そのまま放置されておるのではないのでしょうか。

9月4日のNHKの情報いちばんでも、東北でも、井戸が登録されていたために相当役立ったと放送がされておりましたが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の震災対策についての2番目のご質問、町内の井戸を調査して災害時の水の確保に備えてはどうかという趣旨のご質問にお答え致します。

水につきましては、一人一日当たり3リットル必要であるといわれていますが、町の備蓄計画では2万8,827リットル、9,609人が一日の量を賄える飲料水の備蓄計画を現在持っております。

町の南海地震津波防災計画の基本的な考え方の中では、1週間を自力でしのげる危機管理の備えを図っています。従いまして、水の確保につきましては、井戸水や谷水についても災害時には活用しなければならないと考えております。議員ご提案の件につきましては、町と致しましても積極的に進めるべきだと思っております。ただ、実施するのであれば、避難所周辺の浸水想定区域に絞った調査計画を立ててやるべきではないかと考えおります。また、水質検査等も実施して、使える井戸であるのかどうか判断も必要ではないかと考えております。いずれにしろ、予算とマンパワーが伴うものと思っており、国や県のどのような支援制度が活用でき、どのような方法が適切であるか。または現在実施している事業との優先度も考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

なお、議員のご質問の中にありました佐賀の手押しポンプについては、ちょっと私、状況を存じておりませんので、この場でのご回答はできませんので、ご了承をお願いします。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

業者から寄贈を受けたのは佐賀だけじゃなくて大方地域も受けてますので、確か。聞くところによると南郷小学校の方に何か付けておられると。佐賀地域はあのパンダ公園の所にありまして、従前使われてませんでしたので、過去に私の方もポンプのガチャポンプですので、その皮が傷んでおって、それを修理したことを覚えてますが、それでくみ出せばきれいな水になっておりました。やはりそういうのは時々くみささないときれいになりませんので、普段日ごろにそういうことをしておけばですね、災害時にもし。あったならなんですけど、あったときには対応できる部分もありますし、津波でなくても他のときにも活用できる部分が出てこようと思っております。

先ほど質問したので回答が抜かっておったと思うんですが、避難場所に設定している学校や公共施設に過去は井戸で水の確保しておったと思うんですが、現在は埋められておるのか、そのままふたをしておるのか分かりませんが、その付近を調査すれば各学校の所にもそういう水の確保ができる所は出てくると思いますが、そ

れをやはり調査をする。調査するということにそれほど金も要りませんし、せっかく今調査、各。もうたいぶまとまっておるのもう雇用が終わっておるかも分かりませんが、そういう方たちにお問い合わせするか、あるいは各地域であれば自主防の方にお問い合わせをしてですね、そういう協力できる井戸があればどれぐらいあるのか。それもちょっとポンプだけ付ければ利用できるのがあるのかどうか。

水道の検査というのは飲み水にならなくてもですね、他の、先ほど言うた洗濯とかそんなものにも使えますし、特に浸水区域外の所にあるそういうものについては大事であろうと。まあ近くに川もあります、谷もありますので、それで使う部分はあると思うんですけども、やはり簡単に使えるといえばそういう所になると思います。電気ポンプがある所であれば各自防が構えておると思う。発電機でも持っていけば、その水のくみ出しができるということになってこようと思います。

打ち込みの費用は私は分かりませんが、新たに造るとすれば10万か20万ぐらいの打ち込み費用が要るようです。ポンプはどれぐらいかな思うて一番安いのをインターネットで探してみますと、1万9,000円ぐらいでガチャポンプというんですか、くみ上げのポンプなどはありますし、それほど経費も掛かることではないです。

九州辺りではこういう災害用井戸の推進というパンフを作ってやっておられる所もあるようです。この中にはやっぱり災害時の対策とかですね、東北の地震でこんな問題があった、水に困ったと。今は備蓄しちゅう飲み水を、高齢の方が飲み水を使ってどうしても洗わないかんものを洗うたということで非難を受けて、そこにおりづらくなつたとかいうような問題も出てきておるようですので、水の確保というのは非常に重要だろうと思います。全国ではこういう災害用の井戸の推進というのをやられておりますので、ぜひ早い目にやっておくべきだろうと思います。

特に、その避難場所には飲み水は行っても、そのほかの水使えないと、先ほど言いよった飲み水を洗濯に使うたりすることになってくるかも分かりませんので、その対策は早急にやはり避難場所の整備とともに考えるべきであろうと思います。

それから、先ほどちらっと言いましたが、汚れた水を飲み水に浄水できる機械は購入されておるんですかね。それも併せてお伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、水がいかにか大切にということの認識については十分町の方も持っておりまして、この藤本議員がご提案されておる内容については十分理解できます。今後どのような方法でいつ実施できるか、検討は続けてまいりたいと思います。

ただ、やはりこれが飲める水であるか飲めない水であるか。その検査というのは町が調査した以上は必要になってきますので、そういう経費も現実的には発生するだろうというふうに思っております。

それから、汚れた水が飲めるようにする浄化器の購入してるかというご質問でございますけれど、情報防災課としてはそういう機器はまだ購入できておりません。

以上でございます。

（議場から何事か言う者あり）

すいません、失礼しました。

私の認識不足で、町の方で1台（後段で情報防災課長から「2台」に訂正の発言あり）購入しております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

まあ、検討していくということですので、今やってなければ検討してもらわないかもしれませんが。既に他町村では、積極的にこういうパンフレットらも作って始めてますので、ぜひですね。

あんまり調査することには金掛かりませんので、自主防の方をお願いして、まずどれぐらいあるか、埋まったやつでも使えるがはあるか。調査した後、水質検査とかそういうのはまた経費のこともありますので、このあるかどうかの、井戸が現実的に使おう思うたら使える状態にあるかどうかの調査ぐらいはそんなに経費は掛かりませんので、すぐにでもやってほしいわけです。

既に高知市らはやっておられますし、先ほども言いました9月4日のNHKの情報いちばんではそういう形で報道もされてましたので、ぜひ早めをお願いします。

それから、その南郷小学校のポンプはどんなですかね。それから、佐賀の部分はどんなになってますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

南郷小学校のポンプながですけども、この間、私も南郷へ少し行ってまして、その確認もさせていただきました。校長先生がちょうどおりましたので校長先生に問うたところ、校長先生はやったことがないというようなことだったので、校長先生にぜひ水を入れて一遍動かしてくださいという話をしてもってきてまして、その後は確認をちょっとようしておりませんけれども、今そういった状況でございます。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

佐賀の手押しポンプについて、あのパンダ公園にあるということですが、私ちょっと承知していませんので、現地を確認してまた報告させていただきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

せっかくそういう形で手押しポンプをもし災害避難場所に設定しても、動かしよらんとポンプは多分さびたり、あるいはその一番安いポンプじゃったら皮を使うてやってますので、その皮が朽ちたり、なかなか上がらなくなってくると思います。

時々、せめて災害訓練のときとか、年に2、3回はそういうことをすることもひとつの訓練の一つじゃし。それから職員が、やはりそのところに気に掛けておるといことも大事だろうと思います。たまたま南郷小学校は防災教育の、今年町のモデル校のはずですので、そこら付近の活用も一つの授業の中にはめていけばそんなに難しい問題でも、お金掛かるわけでも。いかざったらちょっと補修すれば自分らでも補修できるぐらいのもんですので、やっていただいたらと思いますし、そういうことをお願いして終わりたいと思います。

ぜひ避難場所については、そういう調査をできるだけ早くやっていただけますか。それだけ確認をさせてください。そんなに予算も要るわけじゃないですので、自主防災組織や避難場所になってる学校とかに。

学校らはちょっと、ひよっとしたら先生方は知らないかも分かりませんので、教育委員会あたりが行って

確認するとかいう方法もあろうと思いますし、それほど経費は掛かるわけじゃないです。取りあえずは避難場所を先やって、それから自主防災組織等をお願いして調べていくということをすれば、これぐらいあると。まあ隠れた所もあるかも分かりませんが、それから後は、どうしていくかは検討していただければいい。

まず、取りあえずはそういうことを、それほど役もそんなに掛からんと思いますが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

どこに井戸があるかないかの調査はおっしゃられるとおりにそう難しくないと思いますけれど、いずれにしろ自主防災会の方とか、それから学校との協議が必要かとかございますので、そちらの方にお話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

それでは防災の方を終わらせて、漁業対策について伺います。

私は漁業の方は専門でもございませぬし、あまりよく分からないわけですけども、小型船の就労者の方に話を聞いたりするときがあります。小型船の就労者は高齢化が進んで、後継者もないまま黒潮町の水揚げに貢献しておられると思います。最近、とっと前ほどではないですけども、燃料が高くなったことや、操業機器、魚探やGPSの修理維持が大変だというお話を伺いました。

元気なうちには海に出て働きたい。それが高齢の漁師さんの思いだろうと思います。拳の川診療所に勤務されていた疋田先生がよく言われておりましたし、診療所にも掲示しておりましたが、ピンピンコロリの考え方だと思います。元気で働いてですね、最後まで元気で動いておればいいということです。これは準高齢化自治体である黒潮町の課題でもあると思います。ある意味、この対策は介護や医療の経費を抑えるだけでなく、いろんな面で生きがいづくりになってこようかだと思います。同僚議員がよく言われる福祉だと思います。そこでおる人たちが、生活しておる人たちが、やっぱり黒潮町で良かったと思えるように生活の質を高めるためには、町は直接この方たちの思いを伺い、対応をできるところからしていくということではできないでしょうか。

まあ、1トンから5トンの小型船というのは統計によりますと126隻ほどあるようですが、年に何回か小型船の会議もあるようですので、そこに積極的に出向いていってですね、思いを聞きながら、できる方法の工夫をしていただくという考え方はございますか。

1つ例を挙げますと、14号ブイと言うようですが、安芸の沖ぐらいにある所に小型船で行きますと、約3時間から3時間半かかるようです。まあ燃料が約1万要するというように伺ってます。それでGPSでもなければ、とても操舵（そうだ）をしながら行くということは、3時間半も漁船を操舵（そうだ）していくというのはなかなか大変。傷んだらすぐに直さないと、そういう所に行けないということのようです。

そういうときに、ちょっとした資金の利子補給とかそういうのを含めていろんなことを、話を聞く中で検討していただけないだろうかとかこのように思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、藤本議員の漁業対策について通告書に基づいてお答えさせていただきます。

黒潮町の漁業就業者の推移を漁業センサスで見ますと、平成10年に601名、平成15年に539名、平成20年に567名となっております。平成20年の漁業就業者の年齢構成を見ますと、60歳から69歳が153名、70歳以上が77名の計230名で、40パーセントを占めております。これは前に言った林業と同じ構成となっております。

また、同様に経営体数の234名のうち、後継者がある方は37名、後継者なしが197名となっております。考えられる原因と致しましては、

1として、後継者の減少ということで、親から子へのバトンタッチということで、漁場や漁労技術が親から子に継がれていたが、魚価の低迷や資材の高騰により漁労の所得が低下したことによって継承が途絶えたこと。

2つ目として、外部からの参入が困難であることが考えられます。これについては9月補正で挙げてますが、1件だけ、1名だけ今年入野支所で10月から就業者が研修予定となっております。

質問の燃油対策につきましては、現在、漁協の単価が9月1日現在、重油でリッター95円、軽油はリッター98円で、平成20年に町が燃油対策を実施したときには、重油は134円、軽油は124円となっております。経営が厳しい状況であることは認識しておりますが、関係者と連携して動向注視をしていきたいと考えております。

また、10月に予定しています幡東水産振興会の県要望の項目の一つとなっておりますので、その当時、20年にやった県の補助の中で船体塗装補助がありますが、その復活も含めて要望していきたいと考えております。

それから2点目の操業機器維持対策についてですが、機関の修繕等と考えますが、県の補助事業ではエンジンリース、機関換装であれば町と県で3分の1の補助。それから近代化資金、それから沿岸漁業経営資金の利子補給1パーセントがあります。また、漁信連の方にも、機器、漁具購入の貸し付けの事業として20万から100万の制度があります。金利は3.1パーセントとなっております。なお、この資金につきましては佐賀統括支所にある信連の支店に確認したところ、申請書類が整っていれば早急な対応ができるということでした。

以上、現在考えられる制度ですが、7月に26年度のサマーレビューということで要求の調査を漁協の支所長に集まっていたいただいて協議を致しました。この件につきましては要望事項としてはありませんでしたので、再度、漁協関係者とニーズ等の調査について協議をしたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

いろんな対策方法はあろうかと思いますが、一番良いのはですね。漁協も大型合併をしましたので、細かい所がやっぱりできてない部分もあるのではないかなと、そのことも心配してます。言いたいことも言えない声をやっぱり聞くということが大事であろうと思いますし、そういう連携が十分取られてるかどうか分かりませんが。

できればですね、先ほど言いましたように、特に小型船なんかその高齢者が153名ぐらいおるということですが、ぜひその方たちの話を聞く機会を町の方が積極的につくっていただいて、そこで聞いていくと。ほんで、ぜひ要望もしていくのであれば、そこら漁協から挙がってきゆう分がすべてそうなのか。あるいは、もっとほかにそういう思いを持っておる方がおるかも分かりませんので。まあ確かに、そこを挙げてこん者が悪い言えばそれまでの話なんですけども、ぜひそういうところをくんでいただいて聞いていただく。町にやっぱり聞いていただいたと、聞いてもろうたということだけでも、やっぱり違うと思うんですよ。

先ほども言いましたように、元気なうちは海で働きたい。けれど、資金を借りると今は3.何パーセントだそ



うですけども、そういう金利が、市中銀行と同じことだと。農業らにはある程度補助があるのになかなかないということも言われておりました。ぜひですね、その付近の。特に GPS などは傷んだらすぐに直さないと、3 時間半も片道、操舵（そうだ）をしていくことはもう不可能に近いと、高齢になればなるほど難しいと、それは当然思います。ぜひですね、その付近の思いや願いをやっぱり聞いていただくと。解決のしようがないかも分らないですけども、やはり聞いていただいて何らかの方法を示唆していただくということが大事ではなからうかと思しますので、再度伺いますが。

そういう形のお話を直接伺うという機会をつくる考えはありますでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

漁協では毎月、地区別委員会等を行っております。それには各階層いますか、中型、大型、19 トンとか地区の人とか、それぞれ出てきておりますので、そういう中に参加致しまして、そういう意見を聞いていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

それでは、そういう形でできるだけ直接の思いや願いを聞くということを大事にさせていただきたいと思いますし、町長もよく漁協の方に行ったりされますので、ぜひその付近の思いや願いを聞き入れて。できることとできないことは当然あると思いますが、やっぱり聞いていただくだけでもそこにおられる方はですね、町がやはり関心を持っていただいておりますということで安心もすると思しますので、その点よろしくお願います。

少し時間がありますが、ちょうど区切りがいいですので、これで午前中の質問を終わらせてもらいます。

議長（山本久夫君）

藤本岩義君の一般質問中ですけど、この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 53 分

再 開 13 時 30 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

中断しましたけども、続いて質問させていただきます。

大きい項目の 3 番目の情報基盤整備について伺います。

まず第 1 点目はですね、4 局目の放送開始を伺うたびに日延べになっています。四万十町から再送信のための工事、1,200 万の工事をしてますが、来月あたりで確か 1 年になると思います。計画してからも相当期間が流れていますが、目標を定めて進めているのでしょうか。

昨年の 3 月には 6 月をめどに、6 月には 9 月ごろをめどに、9 月には 12 月をめどにということで、昨年（12 月）には 3 月にできない場合には対応を考えていくという答弁でございましたが、その後、順調にいったらという話もちらっと聞いてはおりますが、町長が陣頭指揮に立って、今任期はもう 1 年切っておりますので、任

期中にきちっと解決していただくという考えはありますでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の一般質問3番目の情報基盤整備について、通告書に基づいてお答えを致します。

まず1番目の、4局目の放送開始が日延べになっているという趣旨のご質問にお答え致します。

この件にかんしましては予定が延びてはございますけれども、話の方は順調に進んでいると考えておりまして、黒潮町としては本年度中の実施を目指して取り組んでおります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

この件については順調に進んでおるということをお伺いしましたので、町長の任期中に何とかなるようですので、この質問はこれで終わります。その話がなかったらもう少し突っ込んで話をお伺いしたいと思ってましたけども、この件についてはこれで終わります。

続いて2番ですが、昨年、条例改正で加入料等無料化をしてですね、情報通信設備の利活用の職員の雇用もして加入促進をすると言ってきたと思うんですが、成果はどのようになっておるのでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、続きまして、情報基盤整備についてのご質問の2番目の点、光ネットワークサービス事業の加入促進対策の成果はどうかという趣旨のご質問にお答え致します。

昨年度の9月議会でご審議をいただきました黒潮町光ネットワークサービス加入にかかる初期費用の無料化、そして、平成25年2月から実施しております情報通信設備利活用指導事業の成果でございますけれども、昨年10月以降の加入者推移を見ると、インターネットサービス利用者では125契約（後段で「58契約」に訂正の発言あり）、ケーブルテレビサービスでは94契約の増加となっており、徐々にではありますが効果が表れているのではないかと感じております。

また、情報通信設備利活用推進員の訪問作業は、佐賀地域の市野瀬からスタートして、現在は大方地域の蜷川まで進んでおります。その訪問作業により増加した契約数が19契約で、コース変更していただいたのが別途18契約になります。

推進員は加入者一軒一軒の訪問という大変地道な作業を続けており、加入促進以外に光ネットワークサービスの設備や運営にかんする相談を受けており、告知端末機器の使用方法、管理、ケーブルテレビ放送のチャンネル設定等、きめ細かいサービスの対応をしております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

成果が挙がってきて、インターネットで125件、テレビで94件だそうですが。

やはりそういう活動をすることによってですね、そのままただ下げたばあじゃなくて、やはりこう活動して

いただきゆうということで増えてきておると思っています。私もこの中のテレビの94件のうちの1件はお世話させてもらうはずですが、まあ大方地域で映りゆう所で1件加入していただきましたけども。やはりみんなが一緒になってですね、やはり加入料を増やしていくということが大事であろうと思います。

条例改正をやっても増えてなかったら少し心配しておりましたが、まあ順調に増えてきておりますので、1番で言うた4局目がきちとなされば、もう少し増えていく可能性もできろうかと思えます。ぜひ今まで以上に努力をしていただきたいと思えます。

続いて、3番の加入促進を図るための低価格。

つまり、まあ例えばですね、10メガあたりののがを1,000円ぐらいのコースとかの接続サービスができないかと、インターネットなんですけども。お隣の四万十町では基本コース128Kbpsの分は無料、30メガは2,500円の設定があるようですが、いかがでしょうか。

たまにしか利用しない方にとっては特別なハイスピードは必要ない方もおられると思えますし、せめてそれぐらいの部分の低価格のがをすればですね、もう少しこの情報化の時代に加入するいう方も増えてくるかも分かりませんが、まあ設備の工事で難しいかも分かりませんが。

その点についてお伺いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

続きまして、藤本議員の3番目のご質問、低価格の接続サービスはできないかというご質問にお答え致します。

ご質問は、藤本議員の方からも少し説明がありましたけれど、四万十町ケーブルネットワークで実施しているような、通信速度を抑えた低価格の接続サービスができないかという趣旨のご質問であろうかと思えます。これを実施するためには議員もおっしゃられたとおり、新たな設備投資と上位回線との契約が発生することから、事業費経費、保守運営経費ともコストが増になります。また、運營業務的にも煩雑になりますし、それを補うほどの加入者増が見込めるかどうか現状不透明であり、判断できる要望の資料がございません。

一般的に申しますと、新たにCATV運営を始める場合の流れは、構築のときからFTTH、いわゆる光ケーブル化のための高速サービス一本化が基本であって、他局の意見を聞くところによりますと、一本化をしている当町の現状を賢い選択をしたとのご意見しかいただいていないのが現状であり、低速回線のサービスは実施すべきでない現状は判断致しております。

ただ、時代変化に伴い、今後必要性も出てくるかもしれませんので、定期的に市場の調査を行い、その都度判断をしていくべきかと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい、分かりました。

まあ、低価格のがやればですね、たまにしか使わん人も、あるいは、子どもさんだけが使うとかいう形の方が入られる可能性としては結構あるのではないかなと。非常に高いですので。まあ四万十町から比べれば、同じ速さで安い分がありますけども、四万十町の場合には最初から無料のやつを1つ構えておったようですので、結構その活用がされておるといふようには聞いてます。

低スピードの30メガの方も、まあ30メガほぼいっぱいに近いぐらいのスピードがありますので、十分賄えるぐらいのスピードだということもお伺いしていますので。そのために経費を掛けてですね、逆にこの特別会計がマイナスになってくると、これはもうやむを得ませんが。その付近もやっぱりいろいろと研究をさせていただいて、増える可能性があれば今後対応していただけたらと思います。

これ以上は問いませんので、その付近は頭の中に置いておいて、やっぱり情報も聞きながらやっていただけたらと思います。

これをやるために逆に金を掛けて、それを回収できないとなればですね、それはもう全然話が違ってくるので、この質問はこれで終わります。

続いて4番目ですが、各地区の集会所へのD-ONUはどのようになっておるのでしょうか。

各地区の集会所はいろんな避難場所になっておりますし、連絡等にも使えるということで、前に加入の促進のときに町長以下、職員らが各地区へ行ったときにも確かそういう話もしてきたと思います。しかし今、どうも、付けてるかも分かんませんが、私が知ったあれでは何かないんじゃないかなと思うて。テレビの方はずっとこの前、何か付けていただいたようですけども。そこに、避難場所に行ったときに、その情報を見れるとかいうことができる思いますし、河川の洪水とかですね、その付近も。

例えば、伊与木川であれば入り口に河川監視のカメラがネットで見れるようにしていますが、今はまだ3月ごろから止まったままですよ。バーコードがそのまま見られたままで、この間の洪水大雨警報のときも見たいと思うてちょっと見たんですけど、虹色のバーコードが下りたままで、途中で6月ごろにもちらっと話してたんですが、まだ今、9月現在でもやっぱりバーコードが出たままで、そのまま放置されてます。まあ、今は特に集中豪雨があったりですね、ゲリラ豪雨いいですか、そういうスーパーセルがあって。そこで竜巻が起きたりいろいろしよりますので、そういう所らも避難した所から見れる場合もあると思いますし。

あるいは、職員が各集会所でいろんなお話をしたりするときも、それを使えること、あるいは連絡することなどもそれを使ってできる場合がございます。資料を送ってもらうことにできると思いますし。そういうところでD-ONUもセットされてるかな思ってたんですけど、しておるかも分かんませんが、その付近はどうなっておるのでしょうか。今後、その付近の対策的には考えられておるのかなのか。

まあ、説明でもろうたときには確かそういう使えるような話をしておったと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の4番目の質問、各地区の集会所へのD-ONUはどのようになってるかというご質問にお答え致します。

平成25年9月現在の引き込み状況でございますけれど、町分を除くすべての集会所に設置されております。集会所管理の担当である総務課、それから地域住民課との協議によって、集会所および、それと同等の機能を有する施設にかんしては防災公的使用頻度の面から、地域の負担なしに設備を整えることとしております。

今後につきましても、地域からの要望に基づき構築を行っていきます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

すいません。まだちょっと分かんませんが。

ほとんどの集会所に入っておるということでよろしいですか。D-ONU。

(議場から何事か言う者あり)

それは大変失礼を致しました。ありがとうございます。

V-ONU だけかな思うて思ってたので、D-ONU が入ってるとは知りませんでした。

それでしたら結構な話で、いろんな形に活用を今後、各集落が考えていくときも使える部分があると思いますので。分かりました。

それでは、この情報基盤については終わります。

続いて、学校給食についてお伺い致します。

今から 124 年前の明治 22 年、山形県で始まりまして、昭和 10 年には高知市で取り組みがなされた学校給食が、6 月議会の広報にも写真が掲載されているように、今年度から全学校になったことは合併の成果としてうれしく思っております。

また、今年度から調理等が業者委託となりましたが、残食率はどのように変化しておりますでしょうか。

また、給食費の収納率は佐賀のときだけからどのように変化されておりますでしょうか。

そのことについて、まずお伺いします。

議長 (山本久夫君)

教育次長。

教育次長 (畦地和也君)

それでは私の方から、藤本議員からご質問の学校給食にかんするご質問のうち、合併後の大方地域待望の給食が始まったが、残食率はどのようになっているかということについて、まずお答えをしたいと思います。

今お話しのように、本年 5 月 7 日から大方地域の小学校での学校給食実施に伴いまして、黒潮町全小中学校において学校給食が実施されることになりました。学校給食に伴う調理、配送は昨年度までは直営で行っていましたが、本年度からは株式会社メフォス様を指定管理と致しまして、黒潮町学校給食センターの調理、配送業務を委託致しております。

調理業務の体制が変わりましたことから、それまでの学校給食に慣れ親しんできた佐賀地域の学校および大方中学校の児童生徒から何らかの反応が起きるのではないかと予想をしておりましたけれども、特に混乱もなく、また食事内容につきましても、従来どおり大変おいしいと評価をいただいているところであります。

さて、ご質問の残食率にかんする件でございますが、残食率は当日提供した給食のうち、可食分総重量に対する給食終了後の可食分総重量の割合として計算を致します。まず、大方地域の小学校で学校給食が実施されるまでの、昨年度、24 年度までの状況についてご説明を致します。

24 年度の各校の残食率の 1 年間の平均でありますけれども、拳ノ川小学校が 0.12 パーセント、伊与喜小学校が 0.02 パーセント、佐賀小学校が 0.06 パーセント、佐賀中学校 0.39 パーセント、大方中学校 4.75 パーセントとなっております。

単位はパーセンテージでございますから、例えば拳ノ川小学校の 0.12 パーセントは給食重量 1 キログラムに対して食べ残しの重量が 1.2 グラムということになりますので、これは残食率がほぼゼロと言ってもいいのではないかと思います。他校についても同様でありますし、過去 5 年間の状況を見ましても同様の状況になっております。また、大方中学校の残食率 4.75 パーセントと、佐賀地域の学校より高くなっておりますけれども、その場合でも給食総重量 1 キログラムに対して 47.5 グラムの残食ということになりますから、特に問題のある率

ではないと考えます。

また、給食実施初年度、21年度から大方中学校は始まりましたが、当初21年度残食率が7.5パーセントでありましたけれども、23年度には5.8パーセント、昨年度は4.75パーセントと年々低下をしております。また、本年度1学期の残食率は4.2パーセントとなっていますので、大方中学校での残食率は下降傾向にあると思います。

さらに、本年度から始まった大方地域の各小学校の残食率については、5月から7月の短い期間の集計ではありますけれども、伊田小学校が2.9パーセント、上川口小学校が2.7パーセント、南郷小学校が1.2パーセント、田ノ口小学校が0.5パーセント、入野小学校が0.7パーセント、三浦小学校が0.1パーセントと、限りなくゼロに近い残食率となっています。

続いて、給食費の収納率にかんするご質問にお答えしたいと思います。

黒潮町の給食費は、小学校が1食当たり260円、1カ月当たり4,400円。中学校が1食当たり290円、1カ月当たり4,700円を保護者の皆さんにご負担願っております。口座引き落としにて納めていただくこととしております。徴収させていただきました給食費はすべて食材の購入費に充てています。

ご質問の収納率にかんしてでございますけれども、平成20年度から24年度までの過去5年間の収納率は次のようになっております。

20年度は97.8パーセント。大方中学校で給食が開始をされました21年度、97.3パーセント。22年度が96.7パーセント、23年度は94.7パーセントと年々悪化をしておりますけれども、昨年度24年度は95.7パーセントと若干上向きになっております。

また、本年4月以降の各月の収納状況につきましては、4月が92.4パーセント、5月が95.3パーセント、6月が92.1パーセント、7月は88.9パーセント。ただし、7月につきましては再引き落とし前の率になっております。というふうに、若干低下傾向が見られまして、収納率の悪化が懸念されている状態にあるというふうに認識をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

全校で給食が始まりましたので、いろいろまあ残食率も、慣れないことはあつたりいろいろあつたりして、業者も変わったということはどうかなと思っておりますけれども、まあ非常に低い数値ということで安心していただけるかなと一安心しております。

ただ、大方中学校が7月分については極端に、下がっていきよったものが7パーセント近くに7月分は上がっちゃったと思うんですけど、特別な事情があつたんでしょうか。残りが多い献立は、カラフルピーマンとか小松菜のおひたしなどが残食といたしますか、そういうのが多いというように伺ってます。特別に急に高くなつてますので、9月がどうなるかなと思ひながら、特別にその7月のときに何か特別な理由があつて7パーセント近くになつたかなと。その付近がもし分かつておれば教えていただきたいし、どういう対策をしておるのか。

この残食率が高くなるというのは、やっぱり食の教育といたしますか、命の教育といたしますか、残食との連携がやっぱり必要やと思います。諸外国では、そういう食事でも食べれなくて亡くなっている子どもはたくさんおるときに、そういうことも踏まえながら残食を少なくしていくという教育は特に大事ですし、小学校の場合には結構残食率低いですが、その付近が先生の話などもよく聞くためだろうと思ひますけれども、好き嫌いがはっきり、もう嫌なものは嫌ということで食べない場合が中学校の場合は出てくると思ひますので、その付近が若

干高くなることは佐中であっても大中であってもおなじことだとは思いますが、対策的にそういうように残食率等含めて、食の教育、命の教育との関連性をどう教育なされておるのでしょうか。

それから、収納率というのは今聞きますと、だんだん下がってあって24年度は若干上がったということは決算書でも見て分かるんですけども。今言いよった、20年には37万2,000円現年度であったと思うんですが、繰り越しが64万1,000円。21年度、中学校始まったときには68万7,000円現年度であって、繰り越しが88万1,000円。24年度はそれが現年度で111万5,000円ですか。繰り越し含めると200万ちょっとになっちゃうと思うんですけど。

やはりこれ、保育所の決算審議で保育所のを取り上げましたけども同じことで。この給食費については、例の児童手当の部分で特別徴収ができることになっておると思うんです。ただし、承諾はないといかんとはいませんが。特別徴収をやられて今年の95.7パーセントになったのはそういうことをやられておるのかどうか。何件やられておるのか。

また今年、現年度で結構増えてますが、その部分でそれに対応したのかどうか。24年度当初からこれできますので、そういうことをやっておられたのかどうかをお伺いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えを致したいと思います。

ちょっと私の説明が良くなかったのでしょうか。残食率につきまして、大方中学校については1学期の率をご説明したと思います。

昨年度の残食率4.7パーセントに対しまして、大方中学校の1学期の残食率は4.2パーセントになっていましてというふうにご説明をさせていただきました。というふうに、ちょっと数字のご理解をいただきたいと思っております。

それから、残食にかんしてでございますけれども、残食につきまして少し私どもの考えをご説明をさせていただきますと思っております。

学校給食は単に食事を提供する給食サービスではなくて、教育だというふうに私たちは思っております。給食を通じまして食事のマナーだけではなく、食べ物の大切さ、調理関係者や食材の生産者への感謝の気持ちを醸成しなければなりません。残さないで食べるということにつきましてはとても大事なことでありますけれども、まずは楽しくおいしく食べるということが一番重要ではないかというふうに考えております。学校給食は一人当たりの栄養価を計算を致しまして、一律に同じものを同じ量、提供を致します。しかし、児童生徒個々の体格に違いがありますように、食の太い子もいれば細い子もいます。また、体調面から食事が進まない場合もあります。そのようなさまざまな状態にある児童生徒に対して一律に食べ残しを許さない学校給食は、必ずしも歓迎される教育ではないのではないかというふうに思います。ですから、私たちは残食率ゼロを目指すのを目標にするのではなくて、個々の児童生徒の体調や精神面の状態を把握する、あるいは献立や調理に問題がなかったか、提供する側の振り返りの手段、ツールとして残食率というのは用いるべき項目ではないかというふうに考えます。

また、今回、議員からご質問いただきまして、食物アレルギーに対して私なりに少し勉強致しましておりましたところ、昨年末、調布市内の小学校5年生の女兒が給食によりアナフィラキシーショックで亡くなるという痛ましい事故に対する調布市教育委員会の事故再発防止検討委員会に寄稿されていますご両親の手記を読む機会を得ました。その文の中に次のような記述がありますので、少し残食率を考える意味でご紹介をさせ

ていただきたいと思います。

新盆に戻ってきた娘に会いにクラスメートたちが自宅を訪れてくれました。ひとしきり思い出話をした後、一人の女の子が娘の死因となったおかわりの理由について教えてくれました。

とりわけおいしくない子どもたちに不人気だったその日の献立に、おかわりを勧める呼び掛けに手を挙げる子はほとんどなかった中、めったにおかわりを希望しない娘が進んで手を挙げたのだそうです。給食後、不思議に思ったその女の子がどうしておかわりをしたのと尋ねると、娘は給食の完食記録に貢献したかったからと答えたそうです。女の子は泣きながらそう私たちに教えてくれました。

このクラスでは、給食の残食をゼロにするという給食完食を日々の目標にしていたようでございます。常日ごろ何かあれば周囲の人に役に立ちたいと思っていたその5年生の女児童は、自分が役に立つならという思いで手を挙げた結果、命を失ったわけです。

私はこのことから、残食をゼロにすることを目的とする学校給食であってはいけないのではないかと、あらためて思った次第でございます。

そうは言いますが、給食センターで職員一生懸命作った給食が残らずきれいに食べ切られて食缶だけが返ってきたということは、調理する者にとりましても大変な喜びでありますし、また、そういう結果を目指して努力することは当然のことだと思います。

そのため、給食センターでは月1回のパン給食、月2回のめん給食以外は米飯給食としていますし、また、各校から要望に応えるリクエストメニューの日や季節の行事食、あるいは中学校3年生を対象としたバイキング給食など、工夫を凝らして楽しくおいしく食べられる給食の提供に努力をしているところでございます。

それから、収納率にかんしてのご質問でございますけれども、特別徴収をやったのかというご質問でございますが、学校給食にかんしましては特別徴収は現在まで実施をしておりません。

先の保育所にかんする保育料のことにかんして議論がありましたけれども、学校給食にかんしても特別徴収については早期に検討をしたい、実施をしたいというふうに考えております。

それから、学校給食の収納率そのものに対する取り組みでございますけれども、学校給食は公共料金のように特定のものの利用を停止をさせるということができません。ですから逆に、未納給食費の徴収が非常に困難を来しているということにもなります。

これまでの状況を見ますと、未納が常態化した家庭はその後の納付が非常に困難になるという傾向があるようでございます。ですから、未納が発生したら初期の段階で納付を促して、未納が増加をしないように早めの対応が肝心だと考えております。

具体的には、保護者への意識付けをするために給食便り等において口座振替日のお知らせをし、残高確認をお願いしているところです。また、未納の家庭に対しましては、納付が確認できるまで電話連絡での催促を行い、それでも納付がされない場合につきましては家庭訪問を行って納付を促すということで、収納率の向上に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

残食率はおっしゃられるとおりで、私は決してそれをすべてと言うわけじゃなくて、やはりその調布の小学校のことは後で、アレルギーのところちょっと話しようかな思うてましたけども。当然、その母親といひますか、親御さんのそのコメントの中に、確かにその子どもが、クラスメートがお見舞いに来たときですね、そ



ういう貢献したいという話をしたという話は聞いてます。

それはやっぱり食の教育そのものが、今、次長がおっしゃられたような考え方の下になされておったのかどうかと。とりあえず、おかわりは禁止するというので今決めておるようですけども、その学校では。当然そういうおかわりをするときも、やはり注意をせないかんことになってくると思います。それは後で話しますが。

今言いました、その残食率が。まあ中学校も言われたように平均的にはそうなんですけど、私が先ほど聞いたのは、7月に限ってその低かったのがですね、6.7パーセントに急激に上がっておるので何でかなと思うたがですよ。だから、なぜ特別にそのとき上がったかなと。

当然、その残食率を細かいとこまで言うつもりはないですけども、特別に中学だけが、大中だけがポンと上がってますので、何か特別な理由があったら教えていただきたいということでお伺いしました。

それから、もう1点のその収納率の部分ですが。やはり先ほど次長が言われたように、たまってきたら大変なんですよね。初期の対応が大事ながです。初期のときに、ただ先ほど言われたように、文書とかそういう相談だけじゃなくてですね、やっぱりお伺いをすると。担当職員がやっぱりお伺いするというので早く解決できると思うんですよ。これをただ文書とかそんなもんでなくてですね、やっぱりそこで、やっぱり相談しながら。なおかつ、先ほど言いよった、そういう可能性のある方については大変な方もおられると思うんですよ。そういう方についてはですね、今言いよった児童手当の特別徴収の願いをして、そこでそういう約束事を決めてくるとか。やっぱり出向いて行って、そういう話をしてくることによって未収金が解決する。

特に、今おっしゃられたように、給食を、そしたら払わんから止めるとかいうことはできませんので、そういう努力をしないとですね、なかなかたまってから一度に払え言われても難しいところ出てきますので、ぜひそういう取り組みを早く、もう24年からできるはずですよ。

この間、規則がないということで話しよりましたけども、名称が若干違ってまして、私が探すのを間違うてました。通常は黒潮町で規則らが始まりますけど、そのがについては特別に児童手当黒潮町事務取扱規則ということになっておりまして、探すときにちょっと私が見誤っておりましたので、そのことはおわびしますが。そこにも既に6月1日の告示でできてますので、できておることは有効に活用するということが大事ですので、今まで置いておることそのものが私は間違いではないかなと思ってます。

早急に、まあ2学期からでも取り組んでいくというぐらいのことはすべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えを致します。

まず、大方中学校の残食率の7月が少し、前月、前々月の倍ぐらいになってるということをも多分ご指摘ではないかと思いますが。

申し訳ございません。この主たる原因につきましては私の方で把握をしてございませんので、後ほど関係者に主たる原因を問い合わせた後に、あらためてお答えをさせていただきたいと思います。

それから、徴収につきましてですけども。給食費につきましても現行の規則の中で特別徴収はできるということでございますので、今ご指摘のように2学期から早々に、できるところから徴収について取り掛かりたいと思っております。それから、個別の家庭訪問等につきましても、給食センターの職員任せにせず、教育委員会事務局の者も手分けをしながら、徴収の促進に、納付の促進に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひ、そういう取り組みしゆうことによって町民との対話もできるし、それから納める率もやっぱりじわじわと上がってくると思います。やはり出向いていくということが大事だと、私は思うてます。

私も仕事しておったときには何度か行ったことはありますが、駄目だと電話で言いよつてもですね、行って話をしよつたら、まあなんぶかでも払うていただけるといふこともございましたので、やっぱり積極的に出向いていくといふことは大事とは思っていますので、今後努力をしていただきたいと思っています。

それから、6.7パーセントになった理由は後で教えていただけるいふことで。まあ極端になってましたので、何か特異なことがあったかなとちょっと心配をしまして、お尋ねをしたことです。それについては今後対応してください。

次に2番目ですが、アレルギー対策は万全でしょうか、万全かといふことでお伺いします。

最近、報道で学校給食事故が何度か報道がされましたけども、わが黒潮町は本年度から全校で給食が始まりましたが、食物アレルギーの対策は十分されておりますかといふことです。

今年の7月30日に高知新聞に出ておりましたが、その記事によりますと、文部科学省は昨年12月20日、先ほどの調布の事故なんですけど、調布市立小学校で起きた食物アレルギーの事故の再発防止に向け、全国調査をしてると報道がなされております。

また、文科省は食物アレルギー対応策として2008年に日本学校保健会作成したガイドラインを全国の学校に配布してるが、現場の教職員が十分活用していなく、対応の不備などが指摘されていたと。町内の全教職員には配布されておりますか。

あの事故を受けて、教育委員会であれば、即、その付近は対応されておるんではないかと思っておりますけども、なお確認させていただきます。

また、7月29日のその文科省の指針に沿った対応マニュアルを各学校ごとに作成することや、教職員の研修を求める中間報告がなされたようですが、黒潮町は食物アレルギー対策マニュアルなどは作成をされておるのでしょうか。全国の市町村でも既に、まあ文科省言う前にですね、食物アレルギーの対応マニュアルなどを作成しておるといふ所もございます。

これは姫路市の食物アレルギー対応マニュアルと。全ページ、99ページのマニュアルもできて、きちっとその付近の対応策も書かれております。

それからもう1つは、先ほど言われた調布市。調布市立学校児童死亡事故検証結果報告書。これも41ページにまたがって詳しく書かれてます。このことらを基にですね。

それからあるいは、これは小中学校編で食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル、小中学校編、これも既に出されておりますし。先ほど言った各学校にあるであろう、文科省が通達を出してですね。20年ですか通達を出して各学校の先生にやって、分かってもらわないけませんので、こういうマニュアルが配布されてるんですよ。ご存じですか。その付近をしないとですね、いつ起きるか分からないとこれへも書いてるんですよ。

このショックはですね、私も今から30年ほど前にちょうど、自分自身じゃないですけど知った方が経験して病院へ運ばれていきましたけど。ほんと、心臓の鼓動もほとんどなくなって、血圧も30以下ぐらいになると、もう死ぬ寸前になります。手当てがちょっと遅れたら、もう多分亡くなつておったであろうとは思いま

すが。そういうことの対策をですね、やっぱり保育所も一緒です。保育所も一緒ですし、学校だけじゃなくて、そのアレルギー対策やどういうことが起きるのかということも、きちっとやっぱりしてないといけないんじゃないかと思うがです。で、マニュアルを早う作らないかんとお思いますので、作ってなかったらですよ。作っておるかも分かりません、私知りませんので。そういうことを作っておられるのか、早急に作らないかんとおことですので、そういう心構えでおらんといかんとお思います。

また学校と、そのアレルギーを持ってる方の主治医の連携や、今、黒潮町には対象者はいないようですが、エピペン。エピペンの判断も迅速にするために消防署との連携などもしておかなくてはいけないと思います。津波や地震の避難行動とおんなじことなんです。

まあ、先ほど言いました、20年文科ス339号、平成20年6月4日付の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインについてということが、文書も来てると思うんですが、そういう文書がどうも。ちらちらと何人かに聞いてみましたが、これを持っておる方がいないようなんですが。その付近はやっぱり最低でも、そういう新しい先生も来ますし、新任の先生らも来るんですが、これぐらい印刷するのにそれほど役も掛からんと、私も自分でしましたけど、そんなに掛からんとお思いますので。せめて、そのマニュアルを作るまではですね、この2つぐらいはやっぱり配って渡すと。

それから、給食関係の方はですね、やっぱり死亡事故が起きた検証結果報告書ぐらいはやっぱり熟読しちよってもらおう。この事故が起きたのは、先ほど次長が言いましたように教室の中で食事が残っちゃったと。ほんで、まあ残さないことをしましょうということであったので、その子どもはそこへおかわりを言うたということで起きたんですけど、その後が悪いがですね。エピペンもその子は持ちちゃったし、それから十分その間に合うたはずなんですよ。けど、教師が打つか言うたら打たないいうて言うので、そのままやめて。今度、養護教諭の所へも行ったんですけど養護教諭も打たずに、消防署とやりとりしゆう間にもう心肺停止になったと。後で行政解剖すれば、どうもそのショックだったということなんですよ。

その取り扱いについては、特に小さい子どもらについては、そのエピペンも2種類あって、体重によって違うんですけども、その管理方法についてもこの中にはきちっと書かれておるんですよ。どうせないかにか。それから、それは本人か医者じゃないと今までいかざったようですけど、今ではもう教師とか、そこにおる者が打つということが容認されておりますし。それから、従前は1つ1万近く掛かっておったもんが、今は保険適用にもなってます。今、対象者はいないかも分かりませんが、いつできるかも分かりませんので、その対応はこの給食をやりゆう以上、町の責任、教育委員会の責任としてやっぱりやっていくべきではないかなと。

そんなにようけのマニュアルでも説明資料でもありませんので、これぐらいは全教員にやって、研修とかそういうことをすべきだと思いがいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

ご質問の食物アレルギー対策について、まあ対策は万全かということについてお答えしたいと思いますけれども。

食物アレルギー対策につきまして当町の対応については、先の6月議会で明神議員からもご質問がありましたので一部重複するところがございますけれども、取りあえず私どもの黒潮町の学校給食のアレルギーへの現時点での対応の方法について、まず先にご説明をさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、本年の4月に全保護者の方に配布をしてる文書の内容になります。

この黒潮町の学校給食における食物アレルギーにかんする基本的な考え方を、この文書の中では次の4点お

示しをしております。

1 つは、食物アレルギーのある児童生徒に対しての正しい理解と協力が得られるように努めること。

2 つ目として、食物アレルギーのある児童生徒が楽しい給食時間を送られるように、できる範囲で学校給食において対応すること。

3、食物アレルギーの対応は医師の診断書を基に確認した後に、学校給食衛生管理基準を満たした場合において、除去食、代替食などの方法により行うこと。

4、食物アレルギーのある児童制度を受け入れるに当たっては、校長、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭、学校医もしくは児童生徒の主治医、給食調理員をはじめ、全教職員が事前に共通理解をし連携を図ること。

以上の4点でございます。

具体的な食物アレルギーの対応の事務的な流れについては以下のとおりでございます。

まず、新たに入学してくる児童生徒につきましては、就学時健診、または転入学時の際に保護者の皆さまに對しまして学校給食における食物アレルギー対応についてご説明をいたしまして、関係様式を配布致します。

その後、アレルギー対応を希望される方につきましては、保育所通所児童にかんしては保育所を通じて、転入学児童生徒については当該の学校を通じて給食センターに書類を提出をしていただきます。

それを受けて、給食センターの栄養教諭が保護者へ電話で聞き取りを致します。

アレルギー原因物質が複数あって複雑な場合、治療食等、アレルギーでない場合など、電話では確認しづらい場合や判断が難しい場合は、学校長、給食担当者、保護者、栄養教諭、学校給食センター所長で面談を行います。面談の結果、アレルギー疾患のある児童生徒については主治医の診断を受けていただきまして、学校を通じて給食センターへ診断書を提出していただきます。その診断書を基に、保護者、学校、給食センター間で児童生徒の学校生活における配慮や管理について協議を行い、正式に学校給食において食物アレルギー対応をすることを決定して、教育長名で保護者に通知を致します。

また、アレルギー児童生徒の保護者には、除去するものに印を付けた月ごとの献立表をお渡しをし、毎食の食材の確認ができるようにしています。

給食日の対応についてご説明を致します。

アレルギー対応食については、当該のアレルギー児童生徒に対して確実にアレルギー対応食が提供されるために、1 品目ごと、アレルギー児童生徒ごとに、学校給食センターからアレルギー対応食にかんする連絡に対して受け取った学校側が確認した内容を必ず返信するという、一方的ではなく双方向での確認カードのやりとりで給食の誤配を未然に防ぐこととしています。

ご質問の中で、黒潮町では食物アレルギーの対応マニュアルを作成をしているのかというご質問でありますけれども。まあ、あえてマニュアルというふうに言えば、今、私が説明した内容がマニュアルになりますけれども、今ご説明ありましたように、他市町村での取り組み等の状況から特に、先ほどもご説明しましたように調布市の事故調査の報告書等を見ますと、どうも私ども黒潮町の対応マニュアルは十分ではないというふうに私も感じているところでございます。

それから、ガイドラインについて配布をしているのかというご質問もあったかと思っておりますけれども、県の方からガイドラインが送られてきた分につきましては各校へ配布を致しておりますけれども、全教職員への配布は行われておりませんし、ガイドラインがややもすると学校の本棚の中に埋もれている可能性がございます。いま一度、学校の対応を点検を致しまして、十分にそれが利活用できてるかどうかにつきまして点検を致したいと思っております。

それから、教職員の食物アレルギーにかんする研修につきましてもご質問がありましたけれども、養護教諭等についての研修は必要に応じて行っているところでございますけれども、校長以下、学級担任等への研修が十分ではないというふうに思っておりますので、対応マニュアルを今後検討する中で、そういうことについても検討をしていかなければならないというふうに考えております。

いずれにしましても、現在の当町の食物アレルギー対策の現状をいま一度点検を致しまして、不備な点は改善をし、それらの取り組みを学校給食の中だけの取り組みにするのではなくて、保護者や地域住民の皆さんにも啓発を行い、家庭や地域の中でも食物アレルギーによる不幸な事故が起きないように今後取り組みを進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

一応、総マニュアルじゃないけど、そういう形で指導しておるということですが、やはり相当、今聞きよっても不備がある所が、これをちらっと読んでみよったらあると思います。

それから、机の中に眠っておるのか、本立てにあるかよう分かりませんが、何人かにちらっと聞いたところ、それとなく聞いたら、いや、これは見たことないとかいう方もおりましたので。やはり、これぐらいコピーすることはしよいことですので、コピーしてですね。少なくとも学校におられる方であればなたでもやっぱり持ちよってもらうと。それを一遍でも二遍でも読んじよってもろうたら、そのときの対応が違ってくる。それによって尊い命が失われることがなくなる可能性がありますので、ぜひそれは積極的に進めてもらわないきませんし。

先ほど言いました、7月30日の高知新聞に載っておったように文科省の方もそういう形で、教職員の中でやっぱり認識が十分取れてない、こういうもんを見てないとかいうのも全国的に多いようです。黒潮町だけじゃなくてですね。少のうても黒潮町は全校で、明治22年以降初めて黒潮町全部でやるようになりましたので、この付近の事故がないように、この付近をきちっとやっていただく。

それから、調布市立の学校の事故の検証結果報告。これうんと、ものすごくよく書いてますし、何が問題だったのか。頭では分かっちゃうけど実際ができなかったということが書かれています。保護者との連携や、それから先ほど言いつつ献立表の共通、学校の先生が持ちゅうがと子どもが持ちゅうがと違うちよつたとかね。そんなことが詳しくこの結果報告書には書いてますので。こういうのをやっぱり配布して、これも読んでいただくということがね、やっぱり危機管理上大事じゃと思っておりますので、その付近を早急に、まあ2学期のうちにですね。やっぱり、なかったら早うやるということが大事です。

昨年の12月20日にこの調布の女の子が亡くなってますので、もう1年来ます。その間に何も体制をしてなかった、こういうマニュアルも、そういうガイドラインも再確認してなかったでは事済みませんので。

早いうちにやっていただくということはできますか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

お答えします。

学校給食にかんしましては、各学校の養護教諭、それから学校校務員と、我々教育委員会事務局、給食センター、それから業務を委託しておりますメフォスの調理員の責任者の方で給食実行委員会というのを編成をし

ております。学期に1回は必ず全員が集まってそれぞれの諸課題を出す中で、安全な給食の提供、それから事故の防止等に心掛けている場を設けておりますので、次回のその学校給食の実行委員会の中でマニュアル作成について具体的にどのように取り組んでいくかということについて皆さんに協議をさせていただいて、マニュアル作成について、まあ早い段階で取り掛かりをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

マニュアル作成はしていただけるということで、取り組んでいただけるということで、そのことは分かりました。これは配っていただけるんですかね、コピーして。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

議員からいろいろご指摘も受けました。

国、県の方からそういったガイドライン、資料等について届いた分については、先ほど申しましたように各学校へ配布をしておりますので、その分を教職員の手に届くようにコピーを致して教職員が研修に役立てると、そういった取り組みもしたいと思います。

特に、そのアレルギー対応についてはですね、今、県も非常に力を入れておりまして、県独自の研修体制というのも取っております。そういった研修には積極的に参加もして、なおかつ町独自のそういった研修、こういうものにも力を入れていきたいと思います。

そういった取り組みをしたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

以上で質問を終わります。

ぜひ早くですね、もう簡単ですので。要るようでしたらお渡ししますし、PDF のデータもございますので、早急に作って配ってください。

以上で質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

次の質問者、池内弘道君。

13 番（池内弘道君）

それでは、通告書に基づき質問致します。

1 番として、重要課題の取り組みの評価を問うということで、町長の就任以来、公約実現のために日々精力的に町政運営に取り組んでこられてきたことは皆さんもご承知と思います。ここで、町長が選挙前に出された決意表明を持ってますので、ちょっと朗読したいと思います。

私、大西勝也は、自然豊かで限りない可能性を秘めるこの黒潮町を、明るい方向へ向けるために立ち上がることを決意致しました。黒潮町の皆さんと一緒に、未来を見据えた町政を目指して積極的に取り組む所存です。

10年後、20年後の黒潮町における福祉、教育などの行政サービスの維持向上を図るためには、今後の地域経済の活性化が不可欠です。基幹産業である農林水産業をはじめ、環境産業などに新たに成長が見込める分野を伸ばし、雇用と収入を確保しなければならない。そして、住民の皆さんと行政が一体となった地域づくりこそ、私の目指す黒潮町の姿です。そのためには行政の果たすべき責任と、住民の皆さんに担っていただく役割をしっかりと整理し、誰もが地域おこし町おこしに参加できる環境整備に努めてまいります。世代間の連帯、地域の絆の再構築を図り、誰もが胸を張って住んでよかったと言える黒潮町を創造するため、全身全霊を懸けて取り組んでまいります。という、町長が就任する前の決意表明でございます。

これを受けて、町長の公約ですが、社会資本整備、6つここに挙げられております。1つは社会資本整備。現在山積みしている事業を適切かつ迅速に処理するとともに、日々利用する生活道をはじめ、災害時の対策など十分でない社会資本整備に取り組めます。

続いて、ふるさと再生。これは2番の産業振興についてになります。地域の実情を踏まえ、地域の特色を生かした創意工夫に基づき、雇用の機会の創出を積極的に推進し、定住できるふるさとをつくり、盛業と地元文化を引き継げるまちづくりに取り組めます。

農林水産業、中山間地域の振興についても就職希望者の受け入れ条件の拡充、加工等の産業連鎖や流通等を考慮した高付加価値化と高齢化社会の振興や環境問題の対策等を取り合わせた視点で取り組めます。

福祉対策については、高齢者や障害者にやさしい社会ということで、地域で支え合う体制を構築するとともに、介護予防や生きがい対策、必要な地域密着型の介護サービス事業を整備し、住み慣れた地域で安心して暮らせるように取り組めます、という公約を挙げておりますが、来年4月には任期の満了を迎えます。

これまでの重要課題に取り組む中で、この公約を基にどのような評価を町長として認識され取り組まれたか。幅広い質問になりますが、お答えできる範囲でお願い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

就任来の取り組みについてのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず通告書に基づきまして、4点のご質問に答弁させていただきます。

それぞれ個別の施策の進捗状況等々のご確認ということではなくて、総括的なご質問であると、そのように認識をしております。答弁不足があるかと思っておりますので、またご指摘をいただければと思います。

まず、1番目に掲げられております防災についてでございます。

現在、喫緊の課題ととらえ全力で進めております南海地震対策でございます。当町の防災の特性は、膨大な量のハード整備ではなくて、議会と執行部が一丸となり、かつ官民協同で取り組んでこられたことにあると認識をしているところでございます。これまで町内で開いたワークショップは300回を数え、ご参加をいただきました住民の皆さまの延べ参加人数は、当町の総人口をはるかに上回るものとなりました。あきらめかけた心境からしっかりと南海地震に向き合っていたいただいた住民の皆さまには、心より敬意と感謝を申し上げます。しかしながら、黒潮町の防災対策にはゴールはあり得ず、永続的な取り組みが必要であることは言うまでもなく、併せて南海地震対策のみならず、日ごろの火災予防や交通安全といった多岐にわたる防災業務にしっかりと取り組む必要がございます。これまでを総括し、取り組みの総量的な評価は別としても、手法としてはこうあるべきであったと、振り返った今でもそう確信を致しております。

次に、産業振興について申し上げます。

就任来、一貫して申し上げてまいりましたように、既存の経営体への的確な支援と新たな産業の創出という考えで取り組みを進めてきたところでございます。既存の産業への支援は、現在の厳しい環境を打破できたというところまでは到底至っておらず、施策の精度向上に努めなければならないと考えております。こちらにつきましては多々反省すべき点がございます。そのためには、これまで以上の現象認識と対話が必要であると思っております。新たな産業の創出につきましても、これもこれまでに申し上げてきたとおりでございますけれども、環境の変化や社会ニーズに対応した福祉部門と、現在取り組んでおります新産業創造事業をはじめとする、地場産業の育成と外商戦略を核に考えてきたところでございます。特に重視させていただいたのは、産業としての自立と継続性であり、そのためのプロジェクトの絞り込みに時間を要しましたけれども、考え尽くした上で現在のプロジェクトを選択を致しました。こちらにつきましては、まだ評価の段階には達していないと考えております。

次に、福祉対策について申し上げます。

黒潮町の現況ならびに将来推計を考えますと、将来あるべき黒潮町の福祉の姿はこれまでの取り組みを強化しつつ、かつ別次元での取り組みも必要との考え方から、新たにあったかふれあいセンターを核とした全町包括的な福祉ネットワークの構築を主軸に取り組んできたところでございます。まだまだ整備途上でございまして、ネットワーク効果が発現できるにはもう少し時間が要しますが、今後は的確な運営、ならびに育成を図れば、新たな福祉の受け皿として効果が非常に大きいと期待しているところでございます。また、すべての施策におきまして、住民の皆さまのご支援、ご協力いただいておりますことは言うまでもないところでございますけれども、とりわけこの福祉分野におきましては、多くのボランティアの皆さまに支えられているということを痛感しております。献身的な活動をいただいておりますボランティアの皆さまとの連携は、所管課、担当単位では連携を図っていただいておりますけれども、私個人と致しましては、もう少し密であるべきであったと反省をするところでございます。

次に、社会資本整備について申し上げます。

社会資本整備につきましては、当町は現在、他の市町村と比較しましても特異な環境にあるという、そういった認識を持ってございます。昨年出されました新想定に対応するための防災インフラの整備はもとより、進む国道56号大方改良とそれに伴う庁舎移転、延伸してまいります高規格道路に伴うインフラ整備、ならびに遅れている中山間の生活環境整備等の資金面を含んだ事業ボリュームが膨大なものとなっており、これらを適切かつ早期に実施していかねばなりません。

これらの事業はそれぞれ今動かしている途中でございまして、まだまだ完成にはもう少し時間を要するところでございます。しかしながら、他方で財政とのバランスも考慮しなければならず、長くお待ちいただいている地域も実際でございます。このことはしっかりと認識をし、事業実施時のみならずお待ちいただくときにも、もっと丁寧な説明責任を果たすべきであったと反省をしているところでございます。

以上、答弁申し上げましたが、加えて、限られた財源と人員の中で、職員は住民の皆さまのことを真剣に考え、至らないまでも精一杯の努力をしていただいたと認識をしております。当然のことながら、すべてにおいてということにはなっておりません。かつ、まだまだ努力は必要でございますけれども、とりわけ昨年の新想定以後の通常業務外の業務の発生等を勘案しますと、組織には及第点をいただきたいと、そのように考えるところでございます。しかしながら私個人と致しましては、資質と努力の不足もあり、反省すべき点が多々ございます。反省すべきは反省をし、改めるべきは改め、職責を全うできるよう努力を引き続きしてまいりたいと思います。

なお、評価はというご質問でございましたけれども、個々の施策についての評価にはかなりの時間を要する



と思います。いずれかの段階で申し上げるべきとは思いますが、現段階におきましては、できれば個々の施策や取り組み、そして全体的に評価につきましては議会と住民の皆さまにその判断を委ねたいと、そのよう考えるところでございます。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

評価については、やはり自分も思っていました、自分で判断するところではなく、住民や皆さんで判断していただくということに間違いないと思います。

ただ、町長は反省する面ばかり強調しましたが、やっぱり自信を持って行っている事業もあると思います。自信を持って動かれていると思いますので、その自信を持ってやっている行動、事業、そういうことについてちょっと話していただきましたがですけども。今、反省の弁、足りないことばかりで反省の弁が多かったがですが、自信を持って町政を運営していると思いますので、そのことについてお答えいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えさせていただきます。適切な答弁になるかどうか分かりませんが。

実際に町長職に手を挙げさせていただいたときは、やりますと言って出ているわけですから、できて当たり前で、できなかったことを反省するといった、基本的なスタンスはこうあるべきであると自分では思っています。

しかしながら、任期途中にさまざまなアクシデント、これは私の任期だけでないと思います。いろいろな方がそれぞれお務めになられた任期の中で、さまざまなアクシデントがあったかと思っています。そういったものに対応はできるだけ迅速にやってきたつもりではおりますけれども、なかなかまだまだ皆さまにご満足いただけるというところまで至っていると到底言えないと、これは本心からそう思っているところでございます。

反省の弁を申し上げましたけれども、反省を踏まえてこれから継続業務の改善を図っていけば、これからまだまだ住民の皆さまにご満足いただけるような施策に育て上げていくことができると、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

あと任期が半年ということで、住民の皆さまの満足をこれから求めると。満足ができるように頑張っていくという答弁でしたけれども。

そういう答弁がありましたので、次の問題に。これが住民の皆さまが一番期待をしちょうというか、一番多くの住民の方々が早く知りたがっている町長の意向をここで聞きたいと思いますが。

先ほどの自己評価を踏まえ、またこれからの町行政、いろんな事業が今始まったばかりでございます。これを完結するため、もしくはまだまだ進めていかないかんために課題が山積している状況にあります。町長としてあと半年ではこの事業は完成はできないと思います。

再度、この難しい町運営に挑む決意があるかどうか、ここではっきりとお答えいただきたいと思いますが、町長のお答えをお願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

2 番目の、自己評価を踏まえ、再度町政運営に臨む決意があるかというご質問に答弁をさせていただくに当たりまして、これまでを振り返りまして、まず冒頭お礼を申し上げたいと思います。

3 年半前に就任来、素人でありました私がここまで何とかやってこれましたのも、ひとえに議会議員の皆さまの温かいご支援とご指導のおかげであり、この場をお借りしまして心より感謝を申し上げる次第でございます。十分な答弁もできず、また議会運営に際しましては多大なご迷惑をお掛けしたと存じます。その都度賜りましたご指導に重ねて感謝申し上げます。また、私個人の力量不足により最もご負担をお掛けしました副町長、教育長ならびに職員の皆さまにも、(議長から「町長、頑張ってください」との発言あり)この場をお借りし、心より感謝申し上げます。

そして、何より深いご理解で温かいご支援を賜りました住民の皆さまには、ご満足いただける施策を十分講じられたとは言えず、この場をお借りし、心よりおわびと感謝を申し上げます次第でございます。

以上を踏まえ、なお現在の黒潮町の抱えるさまざまな課題解決に向け、再度住民の皆さまにご指示をいただけるようございましたら、引き続きこの職責を担わせていただきたいと思います。しかしながら、まずは頂いた任期を精一杯職責を果たせるよう努力してまいります。

あらためて心より感謝申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

3 年 6 カ月の重たい気持ちをここで伺いました。ちょっと感情的になり、ちょっと涙腺が緩んでまいりましたが、残りの職責を全うしつつ、また次の町政運営にも力を注いでくださるという言葉いただきました。我々も一生懸命町民のために頑張りたいと思います。

また町長、本当に執行部の皆さん、また課長皆さんともども、本当にこの苦しい黒潮町を守っていただき、いろんな事業を推し進めていただき、またこれからもこの黒潮町のことをよろしくお願い致しまして、質問を終わりたいと思います。

終わります。

議長（山本久夫君）

これで池内弘道君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14 時 46 分